

外国法事務弁護士 承認・指定申請等の手引

令和7年10月改訂版



法務省
大臣官房司法法制部





外国法事務弁護士 承認手続の流れ

Main Stage

承認

承認申請

p.9

外国法事務弁護士になろうとする方（承認申請者本人）が、法務省へ承認申請書及び添付書類を持参し、申請します。

- ※ 添付書類は、誓約書を除き、電子メールにPDFデータを添付して提出することができます。
- ※ 誓約書については、申請当日に法務省で用意するため、持参不要です。
- ※ 手数料 27,500円（承認）／13,400円（指定）分の収入印紙が必要となりますので、貼らずに持参してください。
- ※ 書類の確認後、承認申請受理票を交付します。
- ※ 来省日時については、あらかじめ調整しますので事前に御連絡ください。
- ※ 申請手続は日本語で行います。日本語への通訳を必要とする方は、通訳人を同行してください。

承認審査

p.23

（日弁連への求意見を含みます）

結果通知

p.23

官報へ掲載・承認通知書交付／承認しない処分
（承認通知書交付日は、担当係から事前にお知らせします）

Preliminary Stage

予備審査

予備審査の申出

p.17

外国法事務弁護士になろうとする方（申請希望者）が法律に定められた資格要件を有しているかどうか等について、承認申請前に無料で確認ができます。

御希望により受け付けています。また、代理人による申出も可能です。

- ※ 「承認申請」に必要な書類が全てそろっているかどうかの確認などを行います。
- ※ 提出する予定の書類の写しを提出してください。（電子メールによるPDF提出も可）
- ※ 書類の確認後、予備審査受付票を交付します。

結果のお知らせ

承認基準該当性や、外国弁護士資格及び職務経験等に応じて必要な書類の種別・内容、記載上の補正点等をお知らせします。



Step Support

相談

外国弁護士となる資格を有する方やその関係者の方々

p.24

法務省ホームページや本手引を参考に、手続に関する知識や理解を深めた上で、申請書及び添付書類を準備してください。
また、御希望により「事前相談」も受け付けています。

事前相談の御案内

どのような書類が必要なのか教えてほしい、先例を教えてくださいといった相談を御希望の場合は、事前に御連絡ください。用意いただいた書類等を確認しながら、法律、施行規則、先例等に基づいて、質問に回答します。

連絡先・相談窓口

法務省大臣官房司法法制部審査監督課 外国法事務弁護士係
東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1
03-3580-4111（内線2374）
gaiben1@moj.go.jp（申請手続専用）

※ 上記電子メールアドレスは、申請手続専用です。申請に関する事項以外のメールには対応いたしかねますので、御了承ください。

※ 「指定を受けるまでの手続」は、「承認を受けるまでの手続」に準じますが、申請の際に来庁の必要はありません。

p.25

目 次

第1部 はじめに

- 第1 本手引について p.6
- 第2 外国の弁護士となる資格を有する方が日本国内で活動するためには p.6
- 第3 外国法事務弁護士となる資格の承認 p.6
- 第4 承認の前提となった外国弁護士となる資格を取得した外国以外の特定の外国の法に関する法律事務を取り扱うためには p.7
- 第5 法務省への届出・報告 p.7

第2部 外国法事務弁護士となる資格の承認手続

- 第1 概要 p.9
- 第2 承認を受けるための基準
 - 1 外国弁護士となる資格を有すること p.11
 - 2 外国弁護士となる資格を取得した後に3年以上の職務経験を有すること p.11
 - (1) 職務経験の場所
 - (2) 職務経験の期間
 - (3) 日本国内での経験
 - 3 その他、承認を受けるための基準 p.12
- 第3 承認を受けるための手続
 - 1 まず、知っていただきたいこと p.14
 - (1) 承認の申請と予備審査
 - (2) 手続に要する標準的な期間
 - (3) 申請等に用いる書類のひな形
 - (4) 提出書類の訳文の添付
 - (5) 手続の進行等に関する情報の提供
 - 2 予備審査 p.17
 - (1) 申出の方法
 - (2) 提出する書類
 - (3) 審査
 - 3 承認の申請 p.19
 - (1) 申請の方法
 - (2) 提出する書類
 - 4 承認の審査 p.23
 - 5 審査結果の通知 p.23
 - (1) 承認する場合

目 次

(2) 承認しない場合

6 相談 p.24

第3部 特定外国法の指定手続

第1 概要 p.25

第2 特定外国法の指定を受けるための条件 p.25

第3 特定外国法の指定を受けるための手続

1 まず、知っていただきたいこと p.25

(1) 承認の申請との同時申請

(2) 指定の申請と予備審査

(3) 手続に要する標準的な期間

(4) 申請等に用いる書類のひな形

(5) 提出書類の訳文の添付

(6) 手続の進行等に関する情報の提供

2 予備審査 p.28

(1) 申出の方法

(2) 提出する書類

(3) 審査

3 指定の申請 p.29

(1) 申請の方法

(2) 提出する書類

4 指定の審査 p.31

5 審査結果の通知 p.31

(1) 指定する場合

(2) 指定しない場合

6 相談 p.32

第4部 提出書類についての解説

第1 承認申請

1 承認申請書 p.33

2 承認申請書の添付書類 p.34

3 共通資料と認められる添付書類の取扱いについて p.48

第2 指定申請

1 指定申請書 p.49

目 次

2 指定申請書の添付書類	p.49
(1) 「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること」により指定の申請をする場合	
(2) 「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度にその特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて5年以上の実務経験を有する者であること」による指定の申請をする場合	
第3 予備審査	
1 承認・指定申請書に準じた書類	p.51
2 添付書類に準じた書類	p.51
第4 参考書式の掲載	p.51
第5 参考事例	p.52
第6 申請書・申述書記載例	p.60

第5部 届出・報告義務

第1 外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方の届出・報告	
1 届出	p.66
(1) 届出が必要な場合	
(2) 届出の方法	
2 報告（2年次報告）	p.68
(1) 提出書類	
(2) 提出の方法	
第2 特定外国法の指定を受けた方の届出・報告	
1 届出	p.70
2 報告（2年次報告）	p.71
(1) 提出書類	
(2) 提出の方法	

参考資料1 外国法事務弁護士の概要と職務の範囲

参考資料2 参考書式・様式

第 1 部 はじめに

第 1 本手引について

本手引は、外国法事務弁護士に関する諸手続を利用される方々の便宜に資するよう、申請に必要な書類の作成要領等を中心として、手続利用上の留意点を説明するものです。

なお、本手引は、令和 7 年 6 月 1 日時点における「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」（以下「外弁法」といいます）及び「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」といいます）に基づいて作成しています。

第 2 外国の弁護士となる資格を有する方が日本国内で活動するためには

日本国内においては、原則として、日本の弁護士又は弁護士法人以外の方が、報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることが禁止されています（弁護士法第 72 条）。

この原則は、外国の弁護士となる資格を有する方にも適用されます。

したがって、たとえ外国の弁護士となる資格を有する方であっても、日本国内において、報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることはできません。

この原則の例外として、外国の弁護士となる資格を有する方が、「外国法事務弁護士」として活動する場合には、一定の外国法に関する法律事務を取り扱うことが認められています。

この「外国法事務弁護士」となるためには、①外国法事務弁護士となる資格について法務大臣の承認を受け、②日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿への登録を受ける必要があります。

第 3 外国法事務弁護士となる資格の承認

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるためには、一定の基準に適合することが求められており、その基準は、外弁法及び施行規則に定められています。

承認の申請方法についても、外弁法及び施行規則において詳細なルールが定められており、申請者において、承認申請書のほか、承認を受けるための基準に適合するこ

とを証する添付資料の提出が必要です。

第 4 承認の前提となった外国弁護士となる資格を取得した外国以外の特定の外国の法に関する法律事務を取り扱うためには

外国法事務弁護士は、原則として、その資格の承認を受ける前提となった外国弁護士となる資格を取得した外国の法（以下「原資格国法」といいます）に関する法律事務を取り扱うことのみが許されており、それ以外の外国の法に関する法律事務を取り扱うことが禁止されています。例えば、連合王国の弁護士となる資格を有する方が、その資格を前提として外国法事務弁護士となった場合は、原則として、連合王国の法に関する法律事務を取り扱うことのみが許されています。

この原資格国以外の特定の外国の法（以下「特定外国法」といいます）に関する法律事務を取り扱いたい場合は、①その特定外国法について法務大臣の指定を受け、②日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に指定法の付記を受ける必要があります。

この特定外国法の指定を受けるためには、外国法事務弁護士が一定の条件を満たすことが求められており、その条件は、外弁法及び施行規則に定められています。

指定の申請方法についても、外弁法及び施行規則において詳細なルールが定められており、指定の申請者において、指定申請書のほか、指定を受けるための条件を満たすことを証する添付資料の提出が必要です。

（注）指定法に関する法律事務以外の特定外国法（いわゆる「第三国法」）に関する法律事務についても、外弁法第 6 条で規定する場合において行うことができます。その他、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる法律事務についての詳細は、**参考資料 1 外国法事務弁護士の概要と職務の範囲**を御確認ください。

第 5 法務省への届出・報告

外国の弁護士となる資格を有する方が、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けて外国法事務弁護士となったあとは、日本弁護士連合会及び弁護士会の外国特別会員として、これらの機関の監督を受けることになります。

外国法事務弁護士として活動をするに当たっては、外弁法のほか、これらの機関の会則・会規等に定められたルールを遵守しなければなりません。

また、外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定については、いずれも法務大臣によってされることから、外国法事務弁護士となる資格の承認、指定を受けたあとに、承認又は指定の前提となった事情に変更があった場合は、その旨を法

第 1 部 はじめに

務大臣に届け出る必要があります。

さらに、外国法事務弁護士となる資格の承認、指定を受けた方は、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していること等を確認するため、その承認、指定を受けた日から起算して 2 年ごとに、所定の書類を法務大臣に提出する必要があります（以下「2 年次報告」といいます）。

これらの手続等については、外弁法及び施行規則において詳細なルールが定められています。

第2部 外国法事務弁護士となる資格の承認手続

第1 概要 p.9

第2 承認を受けるための基準 p.11

- 1 外国弁護士となる資格を有すること p.11
- 2 外国弁護士となる資格を取得した後に3年以上の職務経験を有すること p.11
- 3 その他、承認を受けるための基準 p.12

第3 承認を受けるための手続

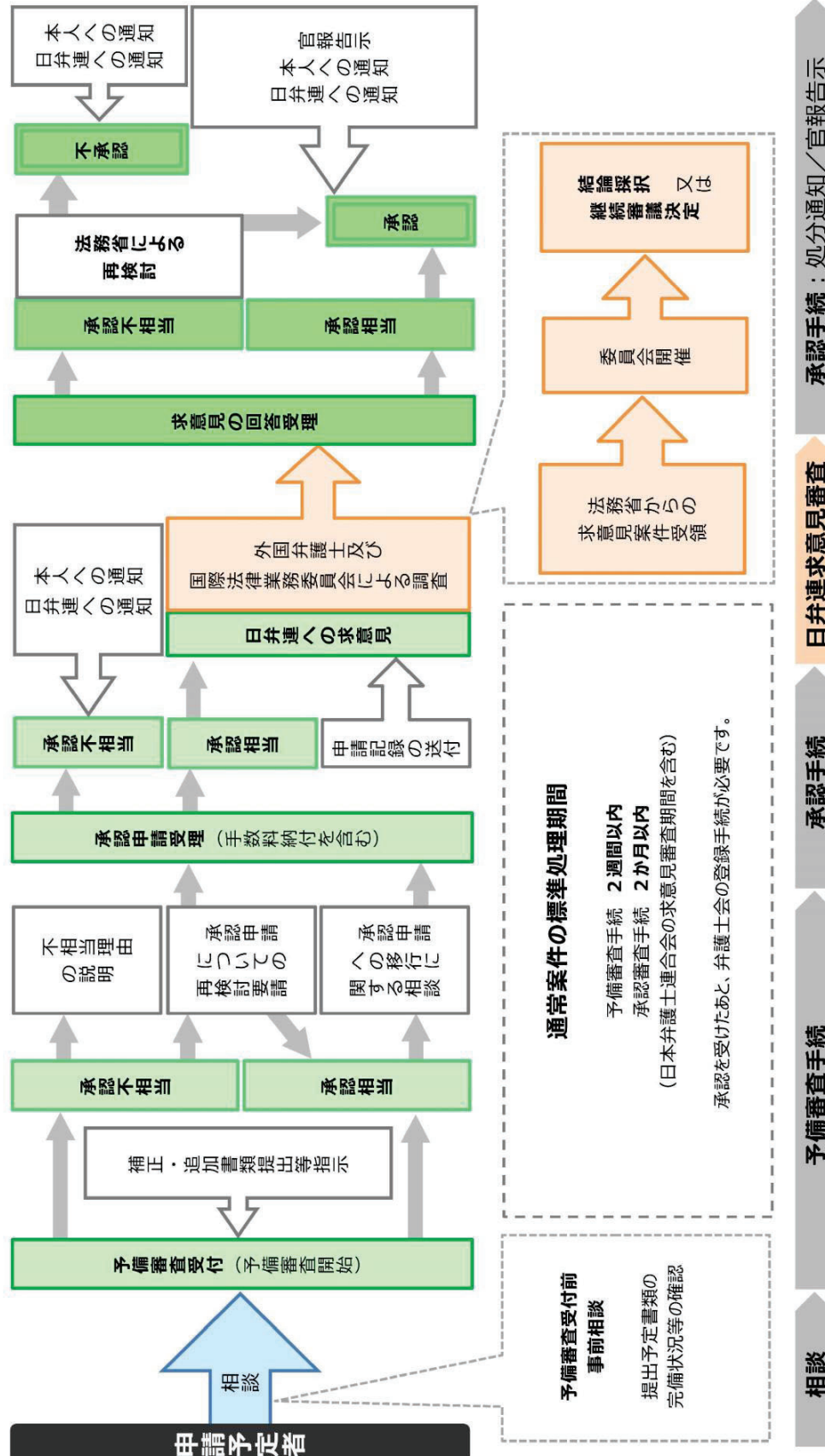
- 1 まず、知っていただきたいこと p.14
- 2 予備審査 p.17
- 3 承認の申請 p.19
- 4 承認の審査 p.23
- 5 審査結果の通知 p.23
- 6 相談 p.24

第1 概要

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるためには、承認の申請をして、承認を受けるための基準に適合するかどうかの審査を受ける必要があります。

次のページでは、外国法事務弁護士に係る手続の流れを図にしています。

外国法事務弁護士に係る手続の流れ



第2 承認を受けるための基準

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けるためには、基準に適合することが求められます。基準に適合するかどうかは、申請者が提出した添付資料によって判断されます。

1 外国弁護士となる資格を有すること

「外国弁護士」とは、外国において法律事務を行うことを職務とする者で、日本の弁護士に相当するものをいいます。

なお、次の連邦国家については、その連邦国家の州、属地その他の構成単位が一つの「外国」として取り扱われます。

アメリカ合衆国	州、コロンビア特別区、属地
オーストラリア	州、首都特別地域、北部特別地域
カナダ	州、準州

第4部「提出書類についての解説」の「先例のある外国弁護士資格一覧」に記載の資格がこれまでに「外国弁護士」として取り扱われていますので、参考にしてください。

第4部の一覧表に記載のない資格については、①その資格が法律事務の取扱いを職務とするものかどうか、②その資格が法律事務の取扱いを職務とするものであっても、日本の弁護士に相当するものかどうかについて審査する必要があります。このような資格を取得した方は、その資格制度などを資料に基づいて御説明いただく場合があります。

現在は、外国弁護士として資格取得国で登録されていないものの、かつて登録していた方は、別途御相談ください。

2 外国弁護士となる資格を取得した後に3年以上の職務経験を有すること

(1) 職務経験の場所

資格取得国での職務経験だけでなく、それ以外の外国であっても、その資格を基礎として適法に資格取得国の法に関する法律事務に携わった経験であれば、職務経験期間に算入できます。下記(3)のとおり、日本国内での経験も、通算して2年を限度に算入することが認められています。

資格取得国だけ、又はそれ以外の外国だけでの経験でも構いません。

また、資格取得国とそれ以外の外国、資格取得国と日本など、複数の国での経験を組み合わせることもできます。資格取得国、それ以外の外国、及び日本での経験は、場所の先後に決まりはなく、それぞれの期間が連続していなくても構いません。

(2) 職務経験の期間

3年以上の職務経験が必要となります。連続した期間でも、途中で休職や離職を挟んでいても構いませんが、休職等で職務に従事していなかった期間は経験に含めることはできません。

職務に従事していたのであれば、実際に法律事務を取り扱わなかった期間があったとしても、その期間を算入できます。

(3) 日本国内での経験

日本国内での経験は、日本の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」といいます）に雇用されて、これらの方に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて労務を提供（以下「労務提供」といいます）した経験に限ります。

また、職務経験期間に算入できるのは、通算して2年が限度となります。

3 その他、承認を受けるための基準

上記のほかにも承認を受けるための基準が規定されています。

次のページに、承認を受けるための基準をまとめています。

承認を受けるための基準	
1 外国弁護士となる資格を有すること	
2 外国弁護士となる資格を取得した後、3年以上の職務経験を有すること	
職務経験について ①～③の期間はそれぞれ通算することができます。 ① 資格取得国での実務経験 ② それ以外の外国での実務経験 ③ 日本国内での実務経験	「日本国内での実務経験」について ● 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に雇用されて、これらの者に対して資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供に限ります。 ● 通算して2年まで算入できます。
3 誠実に職務を遂行する意思を有すること	
4 適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること	
5 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること	
6 次のいずれかに該当する方は、承認を受けることができません。 ● 弁護士の欠格事由とされている事由に該当する方 ● 外国の法令によって上記と同様の事由が生じている方 ・拘禁刑以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた方 ・弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた方 ・弁護士法第7条第3号に規定する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない方 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものと外国の法令上同様に扱われている方	
7 次のいずれかの事情があるときでなければ、承認を受けることができません。 ・日本の弁護士となる資格を有する者に対し申請者の資格取得国において外弁法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていること ・上記の取扱いが行われていない場合においては、そのことを理由として申請者に外国法事務弁護士となる資格の承認をしないことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなること	

第3 承認を受けるための手続

1 まず、知っていただきたいこと

(1) 承認の申請と予備審査

承認を受けるためには、承認の申請をする必要があります。

承認の申請は、承認申請書及び添付資料を提出して行わなければなりません。

承認の申請により、提出された承認申請書及び添付資料に基づいて、承認をするための基準に適合するかどうかの審査が行われます。

提出された承認申請書や添付資料に不備がある場合、申請者に対して、提出書類の訂正を求めたり、資料の追加提出を求めたりすることがあります。また、提出された承認申請書や添付資料の不備が著しい場合は、審査の結果、承認をするための基準に適合しないと判断されて、申請が認められないことがあります。

法務省では、承認の申請を御検討の方の希望に応じて、承認の申請に先立って予備審査を実施しています。

これまでのところ、承認の申請を御検討のほぼ全ての方が予備審査の申出を行っています。

そのほか、法務省では、承認手続に関する一般的な相談や、承認の申請を御検討の方からの個別相談も受け付けています。相談窓口は、2ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

(2) 手続に要する標準的な期間

法務省では次のとおり、手続に要する標準的な期間を定めています。

予備審査	予備審査受付票を交付した日から 2週間以内
承認審査	承認申請受理票を交付した日から 2か月間以内

承認の手続は、申請者が承認を受けるための基準に適合するかどうかを個別具体的に審査するものであり、承認審査等の内容は申請者により異なるため、上記の期間はあくまで目安となります。

本手引に沿った適切な申請の場合は、おおむね上記の期間内に手続を終了しています。

(3) 申請等に用いる書類のひな形

申請書のほか、添付書類の一部については、法令によって様式が定められています。

法務省では、様式に従った申請書等のひな形を提供しています（定められた様式に従ったものであれば、Microsoft Office Word 等で申請書等を申請者自ら作成して構いません）。

また、特に様式が定められていない書類の一部についても、ひな形を提供しています。

申請書等ひな形の入手方法	
1 法務省ホームページからダウンロードする	
http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html （トップページ>申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>外国法事務弁護士関係手続 >外国法事務弁護士承認・指定申請の手引及び書式）	
●承認申請に用いる書類のひな形等 ・承認申請書（日/英併記版） ・申述書（日本語版） ・誓約書（日/英併記版） ・参考書式（日本語版・英語版）	
2 法務省に來省して、ひな形書類を受領する	

(4) 提出書類の訳文の添付

提出する添付書類が外国語で作成されている場合は、必ずその書類に日本語の訳文を添付してください。

この日本語の訳文には、翻訳者が、①翻訳者の氏名、②翻訳の年月日、及び③誠実に翻訳したことを誓約する旨をそれぞれ記載してください。

なお、提出書類を日本語で作成した場合は、外国語の訳文を添付する必要はありませんので、そのまま提出してください。

(5) 手続の進行等に関する情報の提供

申請者の希望に応じて、手続の進行状況、審査の結果が出る時期の見通し等について、情報を提供しています。

情報の提供例
● 予備審査受付票を交付したとき ・ 予備審査の終了時期
● 承認申請をしたとき ・ 日本弁護士連合会に対して意見を求める時期 ・ 日本弁護士連合会の外国弁護士及び国際法律業務委員会の開催予定日
● 日本弁護士連合会から意見の提出を受けたとき ・ 意見の要旨 ・ 審査の結果を通知する時期 ・ 承認した旨を官報に掲載する予定日

2 予備審査

予備審査は、承認の申請を御検討の方の希望に応じて受け付けています。

(1) 申出の方法

承認の申請の場合とは異なり、申請予定者本人が出頭する必要はなく、申請予定者本人が日本に滞在する必要もありません。

(承認の申請は、承認申請者が出頭して行う必要があります。)

予備審査の申出は、申請予定者本人のほか、代理人も行うことができます。

代理人が申出をする場合は、代理人の資格、所属、及び連絡先を明記した委任状を提出してください。

(参考資料2 参考書式9「委任状」参照)

予備審査の申出を受け付けた場合は、予備審査受付票を交付します。

なお、予備審査の申出に必要な書類の不備が著しい場合は、その旨を指摘した上で申出を受け付けないことがあります。郵送により申出がされた場合であって、申出を受け付けないこととしたときは、その旨及び理由を添えて送付された書類を返却します。

(2) 提出する書類

施行規則により、予備審査の申出は、承認申請書及びその添付書類に準じた書類（後記3（2）参照）を提出して行うこととされています。

この書類については、特に様式は定められていませんが、承認申請書写し（顔写真及び収入印紙を貼付していないもの）のほか、承認の申請時に提出を予定している添付書類の写し又はドラフトを提出してください。

準備のポイント

予備審査の申出時に提出する添付書類の準備についても、承認の申請時に提出を予定している添付書類の写し又はドラフトを提出いただくことから、承認の申請と同様に以下の書類の準備がポイントとなります。

- 申述書
- 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類
- 外国弁護士としての職務経験を証する書類
- 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

○ **予備審査申出書**

予備審査申出書は、承認申請書の写し（顔写真及び収入印紙を貼付していないもの）を提出してください。

承認申請書は、法令によって様式が定められています。

なお、予備審査は無料ですので、承認申請書の写しに収入印紙を貼付しないよう御注意ください。

○ **添付書類**

承認の申請に必要な添付書類の写し又はドラフトを提出してください。

承認の申請時に提出しなければならない添付書類は、法令によって定められています。

予備審査においては、承認の申請に必要な添付書類のうち、次の添付書類については提出する必要はありません。

- 弁護士法第7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
- 外弁法第12条第1項第2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
- 誠実に職務を遂行することを誓約する書面

(3) 審査

予備審査の申出後に提出書類に不備があることが判明した場合は、期限を定めた上で、提出書類の訂正や資料の追加提出を求めることがあります。

このような場合に、合理的な理由がないのに期限までに対応されないときは、それ以上の審査を進めることができませんので、その時点までの提出書類に基づいた審査の結果を伝えて予備審査を終了する場合があります。

予備審査の申出後に提出書類の記載内容などに変更が生じたときは、速やかに、その旨を申し出てください。

予備審査を終えたときは、通常、その結果を口頭又は電子メールで通知します。

3 承認の申請

(1) 申請の方法

○ 申請者の出頭

承認の申請は、申請者本人が出頭して行う必要があるため、法務省 15 階「司法法制部審査監督課外国法事務弁護士係」に来省してください。

本人確認のため、必ず「旅券」等の身分事項を確認できるものを持参してください。

このように、申請者は承認の申請時に一時的に日本に滞在する必要がありますが、予備審査を含めた手続中の全ての期間にわたって日本に滞在する必要はありません。

なお、承認の申請手続を円滑に行うため、申請をする場合は、申請（出頭）の日時を事前に御連絡ください。

承認の申請後に提出書類に不備があることが判明した場合は、提出書類の訂正や資料の追加提出を求めることがあります。このような場合には、申請者本人ではなく代理人の対応でも構いません。

代理人が対応する場合は、代理人の資格、所属、及び連絡先を明記した委任状を提出してください（予備審査において、既に写しを提出している場合は、原本を提出してください）。

（参考資料2 参考書式9 参照）

○ 通訳人の同行

承認の申請手続は、日本語で行います。

通訳を必要とする場合は、必ず通訳人を同行してください。

○ 承認申請書及び添付書類の提出

承認の申請は、承認申請書及び添付書類を提出して行わなければなりません。

添付書類は、誓約書を除き、電子メールにPDFデータを添付して事前に提出することができます。

○ 手数料

承認の申請をするには、27,500 円の手数料がかかります。

この手数料は、収入印紙による納付となります。収入印紙は貼らずに申請当日

第2部 外国法事務弁護士となる資格の承認手続

に持参してください。申請（出頭）の際、法務省担当者による確認後に申請書に収入印紙を貼付していただきます。

○ 承認申請受理票の交付

承認の申請を受理した場合は、申請者に承認申請受理票を交付します。

(2) 提出する書類

承認申請・予備審査申出に関する提出書類一覧	
●承認申請書（予備審査の場合、承認申請書の写し又はドラフト）	
●添付書類	
・申述書（写し可）	
・履歴書（写し可）	
・旅券その他の身分を証する書類の写し	
・外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類（写し可）	
・外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可）	
・適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（いずれか）（写し可）	
①被雇用（外国法事務弁護士等に雇用される場合）	
・雇用期間、給与額等の雇用条件を明らかにするもの ・雇用主の事務所の概要（構成人員、業務内容等）が分かるもの ・雇用主に給与を支払う資力があることを示すもの ・雇用主が事務所を確保していることを明らかにするもの ・雇用主が、申請者の適正かつ確実な職務の遂行を支援・監督することを明らかにするもの	
②単独開業	
・事務所を確保していることを明らかにするもの ・申請者の事業計画を具体的に説明するもの	
③共同経営又は外国法共同事業	
・収入、支出の負担割合等共同の事業の条件を明らかにするもの ・事務所を確保していることを明らかにするもの	
④その他	
・内容に応じて、適当と考えられるもの	
・住居を確保していることを明らかにする書類（写し可）	
・財産的基礎を有することを証する書類（写し可）	
・損害賠償能力を有することを証する書類（写し可）	
・誓約書（原本）	・弁護士法第7条に掲げる者でないことを誓約する書面 ・外弁法第12条第1項第2号イからロまでに掲げる者ではないことを誓約する書面 ・誠実に職務を遂行することを誓約する書面
※予備審査では不要	

準備のポイント

次の添付書類に不備が多く見られます。

不備がある場合は、添付書類の訂正や資料の追加提出などが必要になるため、審査期間が長期化します。速やかに承認を受けるためには、本手引等を参考にして、これらの添付資料を確実に準備してください。

- 申述書
- 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類
- 外国弁護士としての職務経験を証する書類
- 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類

○ **承認申請書**

承認申請書は、様式が定められていますので、この様式に従って作成してください。

日本語又は英語で記載してください。

顔写真と27,500円分の収入印紙は申請当日に貼り付けずに持参してください。

○ **添付書類**

提出しなければならない添付書類は、法令によって前ページのとおり定められています。

外国語で作成された添付書類を提出する場合は、必ずその日本語の訳文を添付してください。

申述書

申述書は、特に様式が定められていませんが、法務省ではひな形を提供しています。

日本語又は英語で記載してください。英語で記載する場合、日本語の訳文の添付は省略できます。

ただし、申述書に外国語で作成された書類を別紙として添付する場合は、必ず当該別紙の日本語の訳文を添付してください。

原本の提出が必要となる添付書類

次の添付書類は、原本を提出してください。

- 弁護士法第7条に掲げる者でないことを誓約する書面
- 外弁法第12条第1項第2号イからニまでに掲げる者ではないことを誓約する書面
- 誠実に職務を遂行することを誓約する書面

なお、それ以外の添付書類は、原本提出に代えて、原則、電子メールにPDFデータを添付して提出することができます。ただし、法務省から原本の提出を求めることもあります。

4 承認の審査

承認の申請により提出された承認申請書及び添付書類に基づいて、申請者が承認を受けるための基準に適合しているかどうかを審査します。

承認の申請後に提出書類に不備があることが判明した場合は、期限を定めた上で、提出書類の訂正や資料の追加提出を求めることがあります。

このような場合に、合理的な理由がないのに期限までに対応がないときは、その時点までの提出書類のみによって審査を進めますので、承認の申請が認められない場合があることに御留意ください。

承認の申請後に提出書類の記載内容などに変更が生じたときは、速やかに、その旨を申し出てください。説明の必要があると認める場合は、申請者に対し、変更の理由を記載した文書や変更した事項を証明する資料の提出を求めることがあります。

5 審査結果の通知

(1) 承認する場合

審査の結果、申請者について外国法事務弁護士となる資格を承認したときは、その旨を承認申請者に「承認通知書」で通知するとともに、官報で告示します。

外国法事務弁護士となるためには、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた後、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿の登録を受ける必要があります。

この登録を受けるためには、承認を受けた方が、入会を希望する弁護士会（申述書に記載した弁護士会）に、日本弁護士連合会宛ての登録請求書を提出する方法により登録の請求をする必要があります。

承認の効力は官報による告示があった日から生じますので、告示日から登録の請求ができます。

登録の請求には承認通知書が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、官報による告示があった日の翌日から起算して6か月以内に登録の請求をしなかったときは、承認の効力が失われてしまいますので、御注意ください。

(2) 承認しない場合

審査の結果、申請者について外国法事務弁護士となる資格を承認しないこととしたときは、その旨及びその理由を承認申請者に書面で通知します。

6 相談

法務省では、承認手続に関する一般的な相談や、承認の申請を御検討の方からの個別相談も受け付けています。

この個別相談では、承認の申請を御検討の方からの説明内容を踏まえて、承認の申請時に必要と思われる書類やその記載要領などについて回答しています。あらかじめ、承認を受けるための基準に関する事実関係を整理して申述書を作成し、申述書と資料を用意した上で御相談ください。

相談窓口は、2ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

第3部 特定外国法の指定手続

第1 概要 p.25

第2 特定外国法の指定を受けるための条件 p.25

第3 特定外国法の指定を受けるための手続

1 まず、知っていただきたいこと p.25

2 予備審査 p.28

3 指定の申請 p.29

4 指定の審査 p.31

5 審査結果の通知 p.31

6 相談 p.32

第1 概要

特定外国法の指定を受けるためには、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方が指定の申請をして、指定を受けるための条件を満たすかどうかの審査を受ける必要があります。

第2 特定外国法の指定を受けるための条件

特定外国法の指定を受けるためには、次の条件のいずれかを満たすことが求められます。条件を満たすかどうかは、申請者が提出した添付資料によって判断されます。

- 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること
- 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度にその特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて5年以上の実務経験を有する者であること

第3 特定外国法の指定を受けるための手続

1 まず、知っていただきたいこと

(1) 承認の申請との同時申請

特定外国法の指定を受けるためには、指定の申請をする必要があります。承認の申請と同時に指定の申請をすることもできます。

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた後に、指定の申請をすることもできます。

(2) 指定の申請と予備審査

指定の申請は、指定申請書及び添付資料を提出して行わなければなりません。

この指定申請書や添付資料に不備がある場合に、申請が認められないことがあったり、提出書類の訂正や資料の追加提出を求められたりすることがあるのは、承認の申請の場合と同様であり、法務省では、指定の申請を御検討の方の希望に応じて、指定の申請に先立って予備審査を受け付けています。

また、承認申請のための予備審査の申出と同時に、指定の予備審査の申出を行うこともできます。

(3) 手続に要する標準的な期間

法務省では、次のとおり、手続に要する標準的な期間を定めています。

予備審査	予備審査受付票を交付した日から 2週間以内
指定審査	指定申請受理票を交付した日から 2か月間以内

指定の手続は、申請者が指定を受けるための条件を満たすかどうかを個別具体的に審査するものであり、指定審査等の内容は申請者により異なるため、上記の期間はあくまで目安となります。

本手引に沿った適切な申請の場合は、おおむね上記の期間内に手続を終了しています。

なお、承認の申請と同時に指定の申請をする場合は、審査結果も同時に通知します（予備審査についても同様です）。

(4) 申請等に用いる書類のひな形

申請書については、施行規則によって様式が定められています。

法務省では、様式に従った申請書等のひな形を提供しています（定められた様式に従ったものであれば、Microsoft Office Word 等で申請書等を申請者自ら作成して構いません）。

この申請書等のひな形については、次の方法によって入手することができます。

申請書ひな形の入手方法
1 法務省ホームページからダウンロードする http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html (トップページ>申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>外国法事務弁護士関係手続 >外国法事務弁護士承認・指定申請の手引及び書式) ● 指定申請に用いる書類のひな形等 ・指定申請書(日/英併記版)
2 法務省に来省して、ひな形書類を受領する

(5) 提出書類の訳文の添付

提出する添付書類が外国語で作成されている場合は、必ずその書類に日本語の訳文を添付してください。

(6) 手続の進行等に関する情報の提供

申請者の希望に応じて、手続の進行状況、審査の結果が出る時期の見通し等について、情報を提供しています。

情報の提供例
● 予備審査受付票を交付したとき ・予備審査の終了時期
● 指定申請をしたとき ・日本弁護士連合会に対して意見を求める時期 ・日本弁護士連合会の外国弁護士及び国際法律業務委員会の開催予定日
● 日本弁護士連合会から意見の提出を受けたとき ・意見の要旨 ・審査の結果を通知する時期 ・指定した旨を官報に掲載する予定日

2 予備審査

予備審査は、指定の申請を御検討の方の希望に応じて受け付けています。

(1) 申出の方法

申出の方法は、承認に関する予備審査の申出の方法と同様です。

(2) 提出する書類

施行規則により、指定申請書及びその添付書類に準じた書類（後記3（2）参照）を提出して行わなければならないこととされています。

この書類については、指定申請書の写し（顔写真及び収入印紙を貼付していないもの）のほか、指定の申請時に提出することを予定されている添付書類の写し又はドラフトを提出してください。

○ 予備審査申出書

予備審査申出書は、指定申請書の写し（顔写真及び収入印紙を貼付していないもの）を提出してください。

指定申請書は、法令によって定められています。

なお、予備審査は無料ですので、指定申請書の写しに収入印紙を貼付しないよう御注意ください。

○ 添付書類

指定の申請に必要な添付書類の写し又はドラフトを提出してください。

指定の申請時に提出しなければならない添付書類は、法令によって定められています。

(3) 審査

- 予備審査の申出後に提出書類に不備があることが判明した場合は、期限を定めた上で、提出書類の訂正や資料の追加提出を求めることがあります。

このような場合に、合理的な理由がないのに期限までに対応されないときは、それ以上の審査を進めることができませんので、その時点までの提出書類に基づいた審査の結果を伝えて予備審査を終了する場合があります。

- 予備審査の申出後に提出書類に記載した内容などに変更が生じたときは、速やかに、その旨を申し出てください。
- 予備審査を終えたときは、通常その結果を口頭又は電子メールで通知します。

3 指定の申請

(1) 申請の方法

○ 指定申請書及び添付書類の提出

指定の申請は、指定申請書及び添付書類を提出して行わなければなりません。

なお、承認の申請と異なり、申請者本人が出頭して行う必要はありません。

申請者本人でも代理人でも、また、郵送でも法務省への持参でも提出できます。

○ 手数料

指定の申請をするには、13,400 円の手数料がかかります。

アメリカ合衆国、オーストラリア及びカナダについては、連邦国家の州等の構成単位がそれぞれひとつの「外国」として取り扱われます。

したがって、例えば、アメリカ合衆国のニューヨーク州法及びカリフォルニア州法について特定外国法の指定を受けたい場合は、それぞれの州法について指定の申請をする必要があります。

このような場合は、同時に指定の申請をすることも、別々の時期に指定の申請をすることもできます。

複数の特定外国法の指定を同時に申請する場合は、手数料としては1件の申請と取り扱いますので、手数料は1件分の13,400円で足ります。

この手数料は、収入印紙による納付となります。郵送による申請の場合は、指定申請書の所定の欄に収入印紙を貼付してください。出頭による申請の場合は、収入印紙は貼らずに申請当日に持参してください。法務省担当者による確認後に申請書に収入印紙を貼付していただきます。

○ 指定申請受理票の交付

指定の申請を受理した場合は、申請者に指定申請受理票を交付します。

(2) 提出する書類

指定申請・予備審査申出に関する提出書類一覧	
● 指定申請書（予備審査の場合、指定申請書の写し又はドラフト）	
● 添付書類	
・「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること」を証する書類（写し可） （申請者の資格取得国によって異なるため、事情の説明とともにご相談ください） 現に特定外国の外国弁護士として資格取得国で登録している方 ・登録日及び現在まで登録が継続していることを公的に証明する権限を有する機関が証明したもの 過去に特定外国の外国弁護士として資格取得国で登録していた方 ・登録日及び登録されていた期間を公的に証明する権限を有する機関が証明したもの 又は ・現在も外国弁護士となる資格を保有していることを証明したもの	
・「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度にその特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて5年以上の実務経験を有する者であること」を証する書類（写し可） （個別の事情を明らかにした上で、ご相談ください） 学識を有すること ・その外国において外国弁護士となる資格を取得する方法の概要 ・その外国の外国弁護士と同等の学識を有することを具体的に説明した上申書 5年以上の実務経験を有するものであること ・当該特定外国の法に関する実務経験を証する書類として、その法に関する法律事務を取り扱っていたこと及びその期間を証明できる書類	

○ 指定申請書

指定申請書は、様式が定められていますので、この様式に従って作成してください。

日本語又は英語で記載してください。

なお、承認の申請と同時に指定の申請をする際は、出頭した際に提出してください。承認を受けた後に指定のみを申請する場合は、申請者本人でも代理人でも、また、郵送でも法務省への持参でも提出できます。

出頭による申請の場合は、顔写真と13,400円分の収入印紙を、申請当日

に貼り付けずに持参してください。郵送による申請の場合は、所定の欄に忘れずに貼付してください。

○ 添付書類

提出しなければならない添付書類は、法令によって上記のとおり定められています。

外国語で作成された添付書類を提出する場合は、必ずその日本語の訳文を添付してください。

なお、添付書類は、原本提出に代えて、原則、電子メールにPDFデータを添付して提出することができます。ただし、法務省から原本の提出を求めることもあります。

4 指定の審査

指定の申請により提出された指定申請書及び添付書類に基づいて、申請者が指定を受けるための条件を満たすかどうかを審査します。

指定の申請後に提出書類に不備があることが判明した場合は、期限を定めた上で、提出書類の訂正や資料の追加提出を求めることがあります。

このような場合に、合理的な理由がないのに期限までに対応がないときは、その時点までの提出書類のみによって審査を進めますので、指定の申請が認められない場合があることに御留意ください。

指定の申請後に提出書類の記載内容などに変更が生じたときは、速やかに、その旨を申し出てください。説明の必要があると認める場合は、申請者に対し、変更の理由を記載した文書や変更した事項を証明する資料の提出を求めることがあります。

5 審査結果の通知

(1) 指定する場合

審査の結果、申請者について特定外国法の指定をしたときは、その旨を指定申請者に指定通知書で通知するとともに、官報で告示します。

外国法事務弁護士となる資格の承認の基礎となった外国弁護士となる資格を取得した外国以外の特定の外国の法（特定外国法）に関する法律事務を取り扱うためには、特定外国法の指定を受けたあと、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に指定法の付記を受ける必要があります。

この指定法の付記を受けるためには、指定を受けた方が、所属弁護士会に、日

本弁護士連合会あての指定法付記請求書を提出する方法により指定法の付記の請求をする必要があります。

指定の効力は官報による告示があった日から生じますので、告示日から指定法の付記の請求をすることができます。

指定法の付記の請求には指定通知書が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、官報による告示があった日の翌日から起算して6か月以内に指定法の付記の請求をしなかったときは、指定の効力が失われてしまいますので、御注意ください。

(2) 指定しない場合

審査の結果、申請者について特定外国法の指定をしないこととしたときは、その旨及びその理由を指定申請者に書面で通知します。

6 相談

法務省では、指定手続に関する一般的な相談や、指定の申請を御検討の方からの個別相談も受け付けています。

この個別相談では、指定の申請を御検討の方からの説明内容を踏まえて、指定の申請時に必要と思われる書類やその記載要領などについて回答しています。あらかじめ、指定を受けるための条件に関する事実関係を整理して、資料を用意した上で御相談ください。

相談窓口は、2ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

第4部 提出書類についての解説

第1 承認申請

- 1 承認申請書 p.33
- 2 承認申請書の添付書類 p.34
- 3 共通資料と認められる添付書類の取扱いについて p.48

第2 指定申請

- 1 指定申請書 p.49
- 2 指定申請書の添付書類 p.49

第3 予備審査

- 1 承認・指定申請書に準じた書類 p.51
- 2 添付書類に準じた書類 p.51

第4 参考書式の掲載 p.51

第5 参考事例 p.52

第6 申請書・申述書記載例 p.60

第1 承認申請

1 承認申請書

添付資料に基づいて、外国弁護士の名称や原資格国名などに誤りのないよう、所定の欄に正確に記載してください。

顔写真及び収入印紙の貼付が必要となりますが、申請（出頭）の際に、法務省担当者による記載事項等の確認が終了した後に、申請者の方に顔写真及び収入印紙を貼付していただいています。

また、申請書の記載事項を訂正する場合は、申請（出頭）の際に訂正できます（訂正箇所申請者の方に署名をいただきます）。申請書を作り直す必要はありません。

なお、所定の欄に英文で記載した場合であっても、その日本語の訳文の添付は省略できます。

予備審査の場合は、承認申請と同様に承認申請書用紙に記載してください。なお、予備審査の時点では顔写真は貼付しないでください。

また、予備審査は無料ですので、収入印紙を貼付しないよう御注意ください。

2 承認申請書の添付書類

○ 法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書（写し可）

申述書の作成に当たっては、施行規則第6条第1項イからハの内容及び本手引の内容を確認の上、記載してください。また、記載方法については、法務省ホームページに掲載された Microsoft Office Excel 形式の申述書（記載例）に挿入されているコメントを参考にしてください。

個別の事情に関する記述の方法について質問等がある場合は、申請内容を十分に整理した上で御相談ください。

その他、留意点は次のとおりです。

- ① 申述書は日本語又は英語で記載してください。英語で記載する場合、日本語の訳文の添付は省略できます。ただし、申述書に外国語で作成された書類を別紙として添付する場合は、必ず当該別紙の日本語の訳文を添付してください。
- ② 補正しなければならない部分が多い場合、手続に時間がかかりますので、提出前に改めて記載内容を確認するなど、申述書の記載は、添付書類である証明書等の記載内容に基づき正確に記述してください。

○ 履歴書（写し可）

履歴書の書式は定めていませんので、適宜の書式となりますが、職歴については、外国弁護士となる資格を取得した年月日から承認申請時に至るまでの全ての職歴を必ず記載してください。

なお、日本弁護士連合会ホームページに掲載されている履歴書書式（登録時に日本弁護士連合会に提出する履歴書書式）を使用しても構いません。

○ 旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し

申請（出頭）をする際は、旅券（日本に在留している外国人の方は、在留カード、また、特別永住者の方は特別永住者証明書でも可）を持参してください。必要な部分を、法務省職員が複写します。

予備審査では、旅券の写し（身分事項記載ページのみ。なお、身分事項訂正のページがある場合は当該ページも併せて）を提出してください。

○ 外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類（写し可）

外国弁護士としての登録日、登録期間、活動条件等が明記された、弁護士会

第4部 提出書類についての解説

等の公的機関が発行する有効な証明書を提出してください。

なお、資格取得国によって、登録日、登録期間、活動条件等を公的に証明する権限がある機関の名称や証明書の種別は異なります。

先例のうち、申請数の多い主なものを次に掲載しましたので参考にしてください。

なお、次の参考例の「証明書」欄に複数の文書名が記載されているものについて
は、それぞれの証明書が必要となりますので御注意ください。

第4部 提出書類についての解説

資格証明書（参考例）		
国（州など）		証明書
アメリカ合衆国	カリフォルニア州	State Bar 発行の資格証明書
	ニューヨーク州	Supreme Court 発行の資格証明書
	コロンビア特別区	Court of Appeals 発行の資格証明書
連合王国（イングランド及びウェールズ）		S.R.A.発行の Certificate of Good Standing Extract from the Roll of Solicitors
中国		律師資格書 または 法律職業資格証書
		律師執業証
		司法局発行の証明書
		律師協会発行の証明書
オーストラリア	ニューサウスウェールズ州	Supreme Court 発行の資格証明書
		Law Society 発行の Certificate of Fitness Practising Certificate
	クインズランド州	Supreme Court 発行の資格証明書
		Law Society 発行の Certificate of Fitness Practising Certificate
	ビクトリア州	Supreme Court 発行の資格証明書
		Law Institute 発行の Certificate of Fitness
		Legal Services Board 発行の Australian Practising Certificate
	西オーストラリア州	Supreme Court 発行の資格証明書
		Legal Practice Board 発行の 登録状況証明書 Practising Certificate
	首都特別地域	Supreme Court 発行の資格証明書
		Law Society 発行の Certificate of Good Standing Practising Certificate

第4部 提出書類についての解説

※ 上記の証明書類は、予備審査又は承認申請の受付日を起点として3か月前までに発行された文書の提出が望ましいです。

ただし、証明書の発行機関が有効期間を記載して発行している場合や証明書の内容に事情変更があった場合は、この限りではありません。

「外国弁護士となる資格」については、先にその外国弁護士が日本の弁護士相当職であるか否かの審査が必要ですが、次に掲げる「先例のある外国弁護士資格一覧」にある国の資格については、先例がありますので外国弁護士制度を含めた詳細な立証は原則必要ありません。また、弁護士相当職であるかの審査も原則行いません。

なお、先例のある外国弁護士資格について、その資格を証明する書類の種別等に関する相談の場合は、先例と事情が相違すること考えられますので、個別の事情を明らかにして御相談ください。

第4部 提出書類についての解説

先例のある外国弁護士資格一覧 外弁法第2条第3号に掲げる外国弁護士として取り扱われた資格	
原資格国	資格名称
ブラジル連邦共和国	Advogado
中華人民共和国	律師
フランス共和国	Avocat
ドイツ連邦共和国	Rechtsanwalt
香港	Solicitor of the High Court
インド共和国	Advocate
アイルランド	Solicitor
イタリア共和国	Avvocato
大韓民国	Byonhosa/변호사
オランダ王国	Advocaat
ネパール連邦民主共和国	Advocate
ニュージーランド	Barrister and Solicitor
パラグアイ共和国	Abogado
フィリピン共和国	Attorney
ロシア連邦	Advokat
サウジアラビア王国	Muhamy
シンガポール共和国	Advocate and Solicitor
スペイン王国	Abogado
スイス連邦共和国	Avocat Advokat/Rechtsanwalt
台湾	律師
連合王国	Solicitor of the Senior Courts
ベルギー王国	Advocaat
スリランカ民主社会主義共和国	Attorney-at-Law
オーストリア共和国	Rechtsanwalt
タイ王国	Ta-naai-kwaam
ウクライナ	Advocate

第4部 提出書類についての解説

先例のある外国弁護士資格一覧	
外弁法第2条第3号に掲げる外国弁護士として取り扱われた資格（連邦国家）	
原資格国（州など）	資格名称
オーストラリア	
ニューサウスウェールズ州	Solicitor
クインズランド州	Solicitor of the supreme court
ビクトリア州	Australian Lawyer
西オーストラリア州	Legal Practitioner
首都特別地域	Legal Practitioner of the Supreme Court
カナダ	
ブリティッシュコロンビア州	Barrister and Solicitor
オンタリオ州	Barrister and Solicitor
アメリカ合衆国	
カリフォルニア州	Attorney at Law
コロラド州	Attorney and Counselor at Law
コネティカット州	Attorney
フロリダ州	Attorney
ジョージア州	Attorney
ハワイ州	Attorney at Law
イリノイ州	Attorney and Counselor of Law
ルイジアナ州	Attorney at Law
メリーランド州	Attorney
マサチューセッツ州	Attorney
ミシガン州	Attorney
ミネソタ州	Lawyer and Counselor at Law
ミズーリ州	Attorney and Counselor at Law
ネバダ州	Attorney and Counselor at law
ニュージャージー州	Attorney at Law
ニューヨーク州	Attorney and Counselor/Counsellor at Law
ノースカロライナ州	Attorney and Counsellor at Law
オハイオ州	Attorney
オレゴン州	Attorney
ペンシルバニア州	Attorney
テネシー州	Attorney
テキサス州	Attorney and counselor at law
バージニア州	Attorney and Counselor at Law
ワシントン州	Attorney and Counselor at Law
コロンビア特別区	Attorney and Counselor
ユタ州	Attorney

第4部 提出書類についての解説

上記の一覧以外の外国を外国弁護士となる資格を有する外国とする場合には、その外国弁護士が日本の弁護士相当職であるか否かの判断をするために、十分な審査を行うこととなりますので、個別の事情のみでなく、その資格取得国の弁護士資格に関する法制度等の詳細な説明資料の提出を求める場合があります。十分な準備をした上で御相談ください。

○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可）

申請者が資格取得国の外国弁護士として、資格取得国やそれ以外の外国において法律事務を適法に行っていたことを証明する必要があります。

申請者の職務期間、職務内容の事項について具体的に証明できる立場にある人が記述した、申請者が外国弁護士となる資格を取得した後に3年以上外国弁護士として職務を行ったことを具体的に説明したものを証明書類として提出してください。

職務経験の説明については、全ての職歴の説明が望ましいですが、申請のための立証については、最も証明が容易な3年間のみの資料を提出すれば足りる取扱いにしています。

なお、この書類には、例えば、

- 作成者の機関名及び作成者が証明できる立場にあること

（例）

「〇〇に所在する〇〇事務所のマネージングパートナーである〇〇は…」

- 職務経験の具体的内容（期間、場所、役職、資格及び業務内容）

（例）

「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、〇〇に所在の〇〇オフィスにおいて、アソシエイト弁護士として、〇〇国法に基づき〇〇の分野で、顧客に対する法律的助言、訴訟事務等の法律業務を行っていた…」

などが記載されている必要があります。

（参考資料2 参考書式1-1「職務経験を証する書類」参照）

（参考例）

① 所属していたローファーム、民間企業又は州政府等の公的機関が証明する場合

承認申請者が過去に所属していた組織の代表者、人事担当者などの証明する権限を有する方が、在職証明書として作成した書簡や人事記録書等により

第4部 提出書類についての解説

証明する場合がこれに当たります。

なお、解散や合併・買収等の事情により、所属していた組織の代表者等からの提出が困難というような事情がある場合は、その代わりとして客観的かつ具体的に立証できる方に書簡の作成を依頼してください。

資格取得国以外の外国（第三国）において適法に法律業務を行っていた期間も職務経験に含めることができますので、この場合には、在職に関する資料とともに、第三国において資格取得国の法に関する業務に適法に従事していたことを併せて証明してください。例えば、第三国の弁護士会が発行した外国弁護士登録事実の証明書等がこれに当たります。

また、その第三国には外国弁護士の登録手続き自体はないが適法に業務に従事していたとの説明をする場合には、証明する権限を有する弁護士会や第三国で勤務していた事務所の雇用主等が作成した書類（上申書）に、適法性の根拠となる法令や制度に関する説明資料を添付して提出してください。

なお、説明資料の審査・分析を速やかに行うために、説明資料が複数ある場合は、併せて資料の趣旨を解説した「証拠説明書」(参考様式)を添付してください。

(参考様式)証拠説明書							
番号	作成 年月日	作成者	文書標目	証明事実 記載部分	添付した 証明資料	根拠法令	立証趣旨
1	令和〇年 〇月〇日	××弁護士 事務所（〇 〇国所在） 代表×× ××	上申書 （〇〇国に おける活動 について）	申請者は 〇〇国での 弁護士会 登録及び 開業許可 証なしに活 動することを 認められて いた	〇〇国 ローソサエ ティの HP からダウン ロードした 〇〇国 弁護士 法条文	〇〇国 弁護士法 第〇条	原資格国の法に 関する法律事務 を〇〇国の弁護 士会登録及び開 業許可証なしに 〇〇国においても 適法に行えたこと
2							
3							

② 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人が証明する場合

日本国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用され、かつ、その弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に対し、資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供期間は、通算して2年を限度として職務経験期間に含めることができます。

雇用主たる弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士

第4部 提出書類についての解説

法人又は共同法人が、申請者の労務提供を証明したものを添付してください。

その証明書類には、作成者の機関名及び作成者が証明できる立場にあること、申請者との関係、労務提供の期間及びその内容を記載する必要があります。

(例)

「雇用主である弁護士〇〇に対し、〇〇国の法に関する知識に基づき、主に〇〇の分野に関し、助言を行うなどした…」

(参考資料2 参考書式1-2「職務経験を証する書類（労務提供）」参照)

なお、申請者の方は、職務経験に算入しない場合も含めて、日本国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用され、かつ、その弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に対し、資格取得国の法に関する知識に基づいて、労務の提供を行った期間がある場合、労務提供のみを行っており、顧客に対する直接の法律事務の提供は行っていない旨の上申書を提出してください。

(参考資料2 参考書式2「本邦における労務提供に関する上申書」参照)

③ 弁護士会などが証明する場合

外国弁護士として単独で開業していて証明者がいないといった場合に、事業を適法に行ってきたという内容の証明については、客観的に証明をすることができるものとして、所属していた弁護士会が作成し証明した書類を提出するといった手段が考えられます。

上記①ないし③に該当しない職務経験等の証明については、個別に御相談ください。

なお、過去に外国法事務弁護士として承認・登録されていたことがある方が再度承認申請をする場合、再申請である旨の上申書とともに、日本弁護士連合会発行の「外国法事務弁護士名簿登録取消し通知」の写し又は日本弁護士連合会発行の過去の登録を証明する「証明書」の提出をもって、職務経験を証する書類の提出に代えることができます。

(参考資料2 参考書式3「過去の登録に関する上申書」参照)

○ **適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（写し可）**

外国法事務弁護士として承認を受けるためには、誠実にその職務を行うのみならず、日本と資格取得国法の法域との国境を越えた社会経済活動の基盤としての法律サービスの向上に資するような適正かつ確実な職務遂行計画が存在していることが必要です。この点を踏まえた上で、計画の具体的内容を示した書類を提出してください。

また、計画を実施するための環境基盤を立証するための書類については、業務の形態により異なりますので、以下の例を参考にしてください。

なお、申請者が雇用される（被雇用）場合は、計画の実現性を確保するために、雇用主として申請者が適正かつ確実に職務を遂行するための支援・監督をする旨を雇用主に表明していただきます。

（参考例）

- ① **被雇用**：弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に雇用される場合

書類	例
雇用期間、給与額等の雇用条件を明らかにする雇用契約書等の書類（写し可）	（いずれかひとつ） ・採用通知 ・雇用契約書 ・雇用証明書
雇用主の事務所の概要（構成人員、業務内容等）（写し可）	・構成人員、業務内容を記述した上申書 ※パンフレットや HP の写しでも可。
雇用主に給与を支払う資力があることを示す書類（写し可）	（どちらかひとつ） ・同事務所の直近の会計監査報告書の写し ・監査法人からの同事務所の財務状況を評価する書簡
雇用主が事務所を確保していることを明らかにする契約書等の書類（写し可）	（どちらかひとつ） ・不動産登記事項証明書 ・賃貸借契約書
雇用主として、申請者が適正かつ確実に職務を遂行するための支援・監督をすることを証する書類（写し可）	・雇用主作成の上申書

なお、雇用主以外の第三者が事務所を確保している場合は、雇用主と事務所を確保している者との関係を示す書類を添付してください。

第4部 提出書類についての解説

② 単独開業：単独で事務所を開設する場合

書類	例
事務所を確保していることを明らかにする 契約書等の書類（写し可）	（どちらかひとつ） ・不動産登記事項証明書 ・賃貸借契約書
計画を証する書類（写し可）	・事業計画に係る上申書等

（参考資料2 参考書式4「個人で単独開業する場合」参照）

（参考資料2 参考書式5「本国ローファームの支援を受け、単独開業する場合」参照）

なお、申請者以外の第三者が事務所を確保している場合は、申請者と事務所を確保している者との関係を示す書類を添付してください。

③ 共同経営：外国法事務弁護士と共同して業務を行う場合

書類	例
収入、支出の負担割合等共同の事業の 条件を明らかにする契約書等の書類 （写し可）	・共同経営者（事務所のパートナー）連名による 事業の運営及び経費等の負担について定めた書簡
事務所を確保していることを明らかにする 契約書等の書類（写し可）	・不動産登記事項証明書 ・賃貸借契約書 ・共同経営者、申請者と事務所を確保している者 との関係を示す書類

④ 外国法共同事業：弁護士、弁護士法人又は共同法人と共同して業務を行う場合

書類	例
収入、支出の負担割合等共同の事業の 条件を明らかにする契約書等の書類 （写し可）	・共同事業者（事務所のパートナー）連名による 事業の運営及び経費等の負担について定めた書簡
事務所を確保していることを明らかにする 契約書等の書類（写し可）	・不動産登記事項証明書 ・賃貸借契約書 ・共同事業者、申請者と事務所を確保している者 との関係を示す書類

⑤ **その他の形態で業務を行う場合**

その他、具体的な業務の形態に応じた立証方法については、御相談ください。

○ **適正かつ確実に職務を遂行するための住居を有することを明らかにする書類、又は住居の確保に関する予定を明らかにする書類（写し可）**

住居を有することを証明する客観的資料を提出してください。住居を有することは承認の前提条件です。

住居の確保に関する予定を明らかにする書類として、承認を受けるまでに住居を確保する旨の上申書を提出した場合には、承認を受けるまでに（官報に告示されるまでに）必ず提出してください。

提出する書類は、その確保の手段により異なりますので、以下の例を参考にしてください。

（参考例）

① **既に住居を確保している場合**

- 申請者が確保する住居に居住する場合
 - 申請者が所有する住居に居住
不動産登記事項証明書
 - 申請者が賃貸借契約を締結した住居に居住
賃貸借契約書
- 第三者が確保している住居に居住する場合
 - 第三者が所有する住居に居住
不動産登記事項証明書
第三者の確保している住居に申請者が居住できる事由
 - 第三者が賃借契約を締結した住居に居住
賃貸借契約書
第三者の確保している住居に申請者が居住できる事由

なお、賃貸借契約が自動更新され、更新に関する契約書等の作成が行われていない場合は、その旨の上申書を提出してください。

（参考資料2 参考書式6「賃貸借契約の自動更新に関する上申書」参照）

② 承認申請後に住居を確保する予定の場合

「承認を受けるまでに住居を確保する。」旨の上申書を作成し提出してください。

(例)

「承認を受けるまでに賃貸借契約（売買契約）を締結して、日本における住居を確保し、その契約書の写しを提出します。」

所属事務所が申請者の住居の確保を保証する場合は、その所属事務所の代表が作成した上申書を提出してください。

(例)

「〇〇事務所の代表弁護士である〇〇は、承認を受けるまでに、申請者の居住用として賃貸借契約を締結することにより同人の住居を確保し、その契約書の写しを提出します。」

(参考資料2 参考書式7「住居確保に関する上申書」参照)

その他、具体的な確保の形態に応じた立証方法については、御相談ください。

○ 適正かつ確実に職務を遂行するための財産的基礎を有することを証する書類（写し可）

申請者の計画によって異なりますので、以下の例を参考にしてください。

(参考例)

① 申請者個人の資産で証明する場合

- 預金残高証明書等

② 申請者以外の第三者の資産で証明する場合

- 雇用主等第三者が作成した申請者の滞在、開業及び運営資金について金銭的な支援を行うとする保証書
- 雇用主等第三者に保証できる資力があることを示す直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況を評価する書簡

○ 依頼者に与えた損害を賠償する能力を有することを証する書類（写し可）

① 保険により依頼者に生じた損害を賠償する予定の場合

保険契約内容の記載がある証明書を添付してください。

(例)

- 弁護士賠償責任保険証書
- 保険契約を締結している保険会社が発行する保険加入証明書

なお、承認申請後に保険加入を予定している場合は、承認を受けるまでに保険に加入の上保険証券の写しを提出する旨を誓約した上申書を提出してください。上申書には、賠償金額等、加入を予定する保険の契約内容がわかるパンフレット等を添付してください。

(参考資料2 参考書式8「保険加入に関する上申書」参照)

承認を受けるまでに提出できない場合には、承認されません。

② 雇用主や海外のローファームが申請者の損害賠償債務を保証する場合

雇用主や海外のローファームが在職・所属する者の損害賠償について、一括してその責めを負い、無制限又は制限的に賠償を行うときは、雇用主や海外のローファームの損害賠償債務に関する保証書（上申書）及び賠償能力を証明する資料を添付してください。

(例) 賠償能力を証明する資料

- 雇用主や海外のローファーム等の直近の会計監査報告書
- 監査法人等からの雇用主や海外のローファーム等の財務状況を評価する書簡
- 損害賠償保険の適用及びその金額に関する資料

なお、保険により依頼者に生じた損害を賠償する予定の場合、その加入保険の免責額により、別途、免責額を支弁できる資力を示す書類が必要となる場合があります。

※ 次の3つの「誓約する書面」については、申請で出頭した際にその場で内容を確認の上、署名し、原本を提出してください（なお、予備審査では不要です）。

- ① **法第10条において準用する弁護士法第7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面**
- ② **法第12条第1項第2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面**
- ③ **誠実に職務を遂行することを誓約する書面**

○ **その他参考となるべき書類**

申請者の証明内容に応じて、さらに立証が必要な場合は、これを立証するための適切な資料について提出を求める場合があります。

(第2部「承認審査に関する提出書類の一覧」参照)

3 共通資料と認められる添付書類の取扱いについて

同一の雇用主が、被雇用者である複数人の申請者のために作成する「雇用主に関する」資料のうち、下記のように、どの被雇用者の申請においても共通する書類とみなせるものについては、直近の承認申請における添付資料を、年度内、その内容に変更がない限り、引用（写しを流用）することができるものとします。

※ 以前のような共通資料の事前登録は不要となりますので、資料は各自で管理してください。

【適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類】

- 雇用主の事務所の業務内容等事業概要を記載した書類
- 雇用主の事務所の賃貸契約書
- 雇用主として申請者が適正かつ確実に職務を遂行するための支援・監督をする旨を証する書簡

【財産的基礎を有することを証する書類】

- 雇用主が被雇用者の財産的基礎を有することを証する場合の保証書
- 雇用主に保証できる資力があることを示す直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況を評価する書簡

【損害賠償能力を有することを証する書類】

- 損害賠償保険の適用及びその金額に関する資料
- ローフームの損害賠償債務に関する保証書（上申書）及びその雇用主や海外のローフーム等に損害賠償債務を保証できる資力があることを示す直近の会計監査報告書又は監査法人等からの財務状況を評価する書簡

第2 指定申請

1 指定申請書

添付資料に基づいて、外国弁護士の名義や原資格国名などに誤りのないよう、所定の欄に正確に記載してください。

顔写真及び収入印紙については、承認申請と同時に指定の申請をする場合は、貼り付けずに持参してください。また、指定申請のみで郵送による申請をする場合は、貼り付けて提出してください。

また、申請書の記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に申請者の方に署名をいただきます（郵送された場合は返送します。）。申請書を作り直す必要はありません。

なお、所定の欄に英文で記載した場合であっても、その日本語の訳文の添付は省略できます。

予備審査の場合は、指定申請と同様に指定申請書用紙に記載してください（指定申請ではないので申請書案として取り扱います）。なお、顔写真は貼付しないでください。

また、予備審査は無料ですので、収入印紙を貼付しないよう御注意ください。

（第4部後述 指定申請書記載例 参照）

2 指定申請書の添付書類

個別の事情にあわせて、次の説明を参考に添付書類を準備してください。なお、資格証明書の種別や経歴等の証明方法については、承認申請に準じます。

予備審査では、これらの写しを提出してください。

なお、特定外国法の実務経験の証明方法について質問等がある場合は、申請内容を十分に整理した上で御相談ください。

（1）「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること」により指定の申請をする場合

外国弁護士としての登録日、登録期間、活動条件等が明記された、弁護士会等の公的機関が発行する有効な証明書を提出してください（写し可）。

なお、資格取得国によって、登録日、登録期間、活動条件等を、公的に証明する権限ある機関の名称や証明書の種別は異なります。

先例のうち、申請数の多い主なものを上記の第1の2「先例のある外国弁護士資格一覧」に掲載しましたので参考にしてください。

上記の第1の2以外の外国弁護士となる資格を有する者であることにより指定

の申請をする場合は、その外国弁護士が日本の弁護士相当職であるか否かの判断をするために、十分な審査を行うこととなりますので、個別の事情のみでなく、その資格取得国の弁護士資格に関する法制度等の詳細な説明資料の提出を求める場合があります。十分な準備をした上で御相談ください。

(2) 「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度にその特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて5年以上の実務経験を有する者であること」による指定の申請をする場合

① 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に特定外国の法に関する学識を有すること

当該特定外国の法に関する学識を有することを証する書類は、原則として、

- その外国において外国弁護士となる資格を取得する方法の概要
(写し可)
(上記第1の2の先例のある外国弁護士一覧に掲載されているものを除く。)
- その外国の外国弁護士と同等の学識を有することを具体的に説明した上申書、及びその内容を客観的に証明するための書類 (写し可)

を添付してください。

② その法に関する法律事務の取扱いについての5年以上の実務経験を有するものであること

申請者が資格取得国やそれ以外の外国において特定外国法に基づく法律事務を適法に行っていたことを証明する必要があります。

申請者の実務経験期間、職務内容の事項について具体的に証明できる立場にある人が記述した、5年以上の実務を行ったことを具体的に説明し証明する書類を提出してください (写し可)。

実務経験の説明に当たっては、関連する全ての経歴が望ましいと考えますが、申請のための立証については、最も証明が容易な5年間のみの資料を提出すれば足りる取扱いとしています。

第3 予備審査

1 承認・指定申請書に準じた書類

承認・指定申請書用紙の写しに正確に記載してください。顔写真や収入印紙は必要ありません。

2 添付書類に準じた書類

上記第1「承認申請」及び第2「指定申請」の該当部分を参照してください。

第4 参考書式の掲載

提出する添付書類のうち、以下の書類について参考資料2に掲載しています。

参考書式 1-1 職務経験を証する書類

参考資料 1-2 職務経験を証する書類（労務提供）

参考書式 2 本邦における労務提供に関する上申書

参考書式 3 過去の登録に関する上申書（再申請の方）

参考書式 4 事業計画書（個人で単独開業する場合）

参考書式 5 事業計画書（本国ローファームの支援を受け、単独開業する場合）

参考書式 6 賃貸借契約の自動更新に関する上申書

参考書式 7 住居確保に関する上申書

参考書式 8 保険加入に関する上申書

参考書式 9 委任状

参考書式 10 願出書（雇用主に関する資料の転用）

参考書式 11 過去の承認・登録事実に関する上申書

参考書式 12 支援・監督することを証する書類

参考書式 13 地番表示に関する上申書

参考書式 14 氏名に関する上申書

第5 参考事例（提出書類の例）

外国法事務弁護士の承認申請に当たって、具体的に必要となる証明書類を仮想の事例で説明します。

なお、提出書類については、あくまでも代表的なものを記載していますので、記載した書類に限るものではありません。

また、申請者の経歴等によっては、ここに記載のない書類も必要となる場合があります。

事例①



申請人 Aさん

国 籍 連合王国

弁護士資格を有する外国（原資格国） 連合王国

Aさんの経歴	
① 2014年9月1日 連合王国の弁護士資格取得	外国弁護士となる資格 （法律要件）
② 2014年10月1日～2019年11月30日 連合王国ロンドン所在のX弁護士事務所において、アソシエイトとして勤務	3年以上の資格取得国における職務経験 （法律要件）
③ 2019年12月1日 法務省へ連合王国を原資格国とする外国法事務弁護士の承認申請	
今後、外国法事務弁護士の承認・登録を得たあとは、日本弁護士に雇用され、D法律事務所において、連合王国を原資格国とする外国法事務弁護士として活動する予定です。	

(事例①／承認申請申出に関する提出書類の一覧)

○ 承認申請書（※顔写真及び収入印紙（27,500円分）は貼り付けずに持参） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 申述書（写し可） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 履歴書（写し可）	
○ 旅券又はその他の身分を証する書類の写し → 連合王国政府発行の旅券（身分事項記載ページ）のコピー	
○ 外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類（写し可） → S.R.A.発行のCertificate of Good Standing → S.R.A.発行のExtract from the Roll of Solicitors	
○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可） → S.R.A.発行のExtract from the Roll of Solicitors → X 弁護士事務所の代表者、又はA氏の監督者が作成した勤務証明書	
○ 適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（被雇用の場合）（写し可） → D法律事務所とA氏の雇用契約書 → D法律事務所の業務内容等事業概要を記載した書類 → D法律事務所の賃貸借契約書 → 雇用主作成の上申書 (→ 監査法人からのD法律事務所の財務状況を評価する書簡)	
○ 住居を確保していることを明らかにする書類（写し可） → A氏が外国法事務弁護士の承認を得るまでに、A氏の住居を確保する旨を具体的に記載したD法律事務所代表が作成した上申書	
○ 財産的基礎を有することを証する書類（写し可） → D法律事務所が雇用期間中、A氏の日本での滞在に関して支援することの保証書 → 監査法人からのD法律事務所の財務状況を評価する書簡	
○ 損害賠償能力を有することを証する書類（写し可） → A氏の日本での業務に関し損害賠償を提起された際には、D法律事務所において、その損害賠償金の支払いを担保する保証書 → 監査法人からのD法律事務所の財務状況を評価する書簡	
誓約書（原本）	弁護士法7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
	外弁法12条1項2号イからロまでに掲げる者でないことを誓約する書面
	誠実に職務を遂行することを誓約する書面

事例②



申請人 Bさん

国 籍 アメリカ合衆国

弁護士資格を有する外国（原資格国） アメリカ合衆国ニューヨーク州

Bさんの経歴	
① 2016年9月30日 アメリカ合衆国ニューヨーク州の弁護士資格取得	外国弁護士となる資格 （法律要件）
② 2016年10月1日～2017年10月31日 ニューヨーク州所在のY弁護士事務所において、 アソシエイトとして勤務	1年1か月の資格取得国にお ける職務経験
③ 2017年11月1日～2019年11月30日 日本東京所在のZ弁護士事務所において、日本の弁護士に 雇用され、ニューヨーク州弁護士としての知識に基づき、労務提 供	2年以上の日本における労務 提供
④ 2019年12月1日 法務省へニューヨーク州を原資格国とする外国法事務弁護士の承認申請 今後、外国法事務弁護士の承認・登録を得たあとは、個人でニューヨーク州を原資格国とする外国法事務 弁護士として活動する予定です。	ニューヨーク州での職務経験 1年1か月 + 日本での労務提供 2年 = 計3年以上の職務経験 （法律要件）

(事例②／承認申請申出に関する提出書類の一覧)

○ 承認申請書（※顔写真及び収入印紙（27,500円分）は貼り付けずに持参） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 申述書（写し可） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 履歴書（写し可）	
○ 旅券又はその他の身分を証する書類の写し → アメリカ合衆国政府発行の旅券（身分事項記載ページ）のコピー	
○ 外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類（写し可） → アメリカ合衆国ニューヨーク州Supreme Court発行の資格証明書	
○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可） → Y弁護士事務所の代表者、又はB氏の監督者が作成した勤務証明書 → B氏の雇用主である弁護士が作成したB氏のZ弁護士事務所での勤務証明書	
○ 適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（単独開業の場合）（写し可） → 開設する事務所の賃貸借契約書 → 開業する事業の計画書	
○ 住居を確保していることを明らかにする書類（写し可） → 賃貸借契約書	
○ 財産的基礎を有することを証する書類（写し可） → B氏の預金残高証明書	
○ 損害賠償能力を有することを証する書類（写し可） → B氏を被保険者とする弁護士賠償保険加入証書	
誓約書（原本）	弁護士法7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
	外弁法12条1項2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
	誠実に職務を遂行することを誓約する書面

事例③



申請人 Cさん
国 籍 中国（香港）
弁護士資格を有する外国（原資格国） 連合王国

Cさんの経歴	
① 2019年9月1日 連合王国の弁護士資格取得	外国弁護士となる資格 （法律要件）
② 2019年9月1日～2020年8月31日 連合王国ロンドン所在のX弁護士事務所において、 アソシエイトとして勤務	1年の資格取得国における職務経験
③ 2020年9月1日～2022年8月31日 中国（香港）所在のX弁護士事務所香港事務所において、 連合王国法の資格に基づき、アソシエイトとして勤務（香港の外国弁護士登録が行われているもの）	2年の第三国における職務経験
④ 2022年11月1日 法務省へ連合王国を原資格国とする外国法事務弁護士の承認申請 今後、外国法事務弁護士の承認・登録を得たあとは、X弁護士・外国法事務弁護士共同法人に雇用され、同法人において、連合王国を原資格国とする外国法事務弁護士として活動する予定です。	連合王国での職務経験 1年 + 中国（香港）での職務経験 2年 =計3年以上の職務経験 （法律要件）

(事例③／承認申請申出に関する提出書類の一覧)

○ 承認申請書（※顔写真及び収入印紙（27,500円分）は貼り付けずに持参） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 申述書（写し可） → 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 履歴書（写し可）	
○ 旅券又はその他の身分を証する書類の写し → 中国（香港）政府作成の旅券（身分事項記載ページ）のコピー	
○ 外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類（写し可） → S.R.A.発行のCertificate of Good Standing → S.R.A.発行のExtract from the Roll of Solicitors	
○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可） → S.R.A.発行のExtract from the Roll of Solicitors → X弁護士事務所の代表者又はC氏の監督者が作成したC氏のX事務所での勤務証明書 → X弁護士事務所の代表者又はX弁護士事務所香港事務所の代表者又はC氏の監督者が作成したC氏のX事務所香港事務所での勤務証明書 → 香港律師協会発行の外国弁護士登録証明書	
○ 適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（被雇用の場合）（写し可） → X弁護士・外国法事務弁護士共同法人とC氏の雇用契約書 → X弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務内容等事業概要を記載した書類 → X弁護士・外国法事務弁護士共同法人の賃貸借契約書 → 雇用主作成の上申書 (→ 監査法人からのX弁護士・外国法事務弁護士共同法人の財務状況を評価する書簡)	
○ 住居を確保していることを明らかにする書類（写し可） → C氏が外国法事務弁護士の承認を得るまでに、C氏の住居を確保する旨を具体的に記載したX弁護士・外国法事務弁護士共同法人の代表者が作成した上申書	
○ 財産的基礎を有することを証する書類（写し可） → X弁護士・外国法事務弁護士共同法人が雇用期間中、C氏の日本での滞在に関して支援することの保証書 → 監査法人からのX弁護士・外国法事務弁護士共同法人の財務状況を評価する書簡	
○ 損害賠償能力を有することを証する書類（写し可） → C氏が被保険者とする弁護士賠償保険加入証書	
誓約書（原本）	弁護士法7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
	外弁法12条1項2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
	誠実に職務を遂行することを誓約する書面

事例④



申請人 Dさん

国 籍 アメリカ合衆国

弁護士資格を有する外国（原資格国） アメリカ合衆国ニューヨーク州

指定を受ける特定外国法 アメリカ合衆国コロンビア特別区法

Dさんの経歴	
① 2018年9月1日 アメリカ合衆国ニューヨーク州の弁護士資格取得	外国弁護士となる資格 (法律要件)
② 2018年9月1日～2020年3月31日 アメリカ合衆国ニューヨーク州所在の X 弁護士事務所において、アソシエイトとして勤務	1年7か月の資格取得国における職務経験
③ 2020年4月1日～2020年10月31日 コロンビア特別区所在の Y 弁護士事務所において、ニューヨーク州法の弁護士資格に基づき、アソシエイトとして勤務	7か月の第三国（州）における職務経験
④ 2020年11月1日 アメリカ合衆国コロンビア特別区の弁護士資格取得	特定外国の外国弁護士となる資格 (法律要件)
⑤ 2020年12月1日～2021年11月30日 日本東京所在の Z 外国法事務弁護士事務所において、外国法事務弁護士に雇用され、ニューヨーク州法及びコロンビア特別区法弁護士の知識に基づき、労務提供	1年の日本における労務提供
⑥ 2021年12月1日 法務省へアメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国、コロンビア特別区法を特定外国法に指定する外国法事務弁護士の承認・指定申請 今後、外国法事務弁護士の承認・指定・登録を得たあとは、引き続き Z 外国法事務弁護士事務所において、共同事業者（パートナー）として参加する予定です。	ニューヨーク州での職務経験 1年7か月 + コロンビア特別区での職務経験 7か月 + 日本での労務提供 1年 = 計 3 年以上の職務経験 (法律要件)

(事例④／承認・指定申請申出に関する提出書類の一覧)

○ 承認申請書（※顔写真及び収入印紙（27,500円分）は貼り付けずに持参）	
○ 指定申請書（※顔写真及び収入印紙（13,400円分）は貼り付けずに持参）	
→ 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 申述書（写し可）	
→ 法務省HPからダウンロードの上、作成	
○ 履歴書（写し可）	
○ 旅券又はその他の身分を証する書類の写し	
→ アメリカ合衆国政府発行の旅券（身分事項記載ページ）のコピー	
○ 外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類（写し可）	
→ アメリカ合衆国ニューヨーク州Supreme Court発行の資格証明書	
→ アメリカ合衆国コロンビア特別区Court of Appeals発行の資格証明書	
○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類（写し可）	
→ X弁護士事務所の代表者又は監督者が作成したD氏のX事務所での勤務証明書	
→ Y弁護士事務所の代表者又は監督者が作成したD氏のY事務所での勤務証明書	
→ コロンビア特別区においても、ニューヨーク州弁護士として適法に活動できることを証明する書類（コロンビア特別区弁護士会からの証明レター又はニューヨーク州弁護士として適法に活動できる根拠法令を示した上申書）	
→ D氏の雇用主である外国法事務弁護士が作成したD氏のZ外国法事務弁護士事務所での勤務証明書	
○ 適正かつ確実に職務を遂行するための計画を証する書類（共同事業の場合）（写し可）	
→ 共同事業者連名による事業の運営及び経費等の負担について定めた書簡	
→ Z外国法事務弁護士事務所の概要を記載した書類	
→ Z外国法事務弁護士事務所の賃貸借契約書	
○ 住居を確保していることを明らかにする書類（写し可）	
→ D氏の配偶者が所有している自宅の登記事項証明書	
→ D氏と配偶者の婚姻証明書（D氏と配偶者の関係が証明できるもの）	
○ 財産的基礎を有することを証する書類（写し可）	
→ Z外国法事務弁護士事務所本国ローファームにおいて、D氏の日本での滞在及び事務所の運営に関して支援することの保証書	
→ Z外国法事務弁護士事務所本国ローファームの財務状況を評価する監査法人からの書簡	
○ 損害賠償能力を有することを証する書類（写し可）	
→ D氏の日本での業務に関して損害賠償を提起された際には、Z外国法事務弁護士事務所本国ローファームにおいて、その損害賠償金の支払いを保証する旨の保証書	
→ Z外国法事務弁護士事務所本国ローファームの財務状況を評価する監査法人からの書簡	
誓約書（原本）	弁護士法7条各号に掲げる者でないことを誓約する書面
	外弁法12条1項2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
	誠実に職務を遂行することを誓約する書面

承認申請書 (Application for Approval) 法務大臣 殿 (To the Minister of Justice)					写真 (Photograph) (4 cm× 3 cm) 申請前 6 箇月以内に撮影したものであること。 Taken within 6 months before application	
氏名	(Name in full) (原 語) Original language 法務・桜・美咲 (ローマ字) Roman alphabet houmu・sakura・misaki (カタカナ) Katakana (Japanese phonogram) ホウム・サクラ・ミサキ				性別 ☐ 男 Male ☒ 女 Female	
	(Nationality / Citizenship) 〇〇〇		生年月日 19YY 年 MM 月 DD 日 (year) (month) (day)	出生地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (City, State, Country / Federation)		
	(Date of Birth)					
住所	(Present address) (原 語) Original language 東京都千代田区霞が関 1-1-1 〇〇ビル××階△△号室 (ローマ字) Roman alphabet 〇〇building ××Fl. Room No. △△, 1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo (カタカナ) Katakana (Japanese phonogram) トウキョウトチヨダクカスミガセキ 1-1-1 〇〇ビル××カイ △△ゴウシツ				収入印紙 Revenue Stamp 消印しないこと Not to mark as cancelled	
外国弁護士となる資格	(Qualification to become a foreign lawyer) 資格を取得した外国の国名 (Foreign Jurisdiction in which the Qualification was Acquired) 〇〇〇〇〇〇 (State, Country / Federation)		外国弁護士 の 名 称	(Title of Foreign lawyer) (原 語) Original language Solicitor of the Senior Courts (ローマ字) Roman alphabet (カタカナ) Katakana (Japanese phonogram) ソリシター オブ ザ シニア コーツ		
	資格を取得した年月 (Date of Acquisition) 2 〇 YY 年 MM 月 DD 日 (year) (month) (day)					
私は、上記の外国弁護士となる資格を基礎として、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第 9 条の規定による承認を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。 Based on the above qualification to become a foreign lawyer, I hereby file an application for approval under the provisions of Article 9 of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers (the “Act”) with documents required by the Regulations for Enforcement of the Act, and certify that the copies of attached documents are true and exact copies of the originals. 2 〇 YY 年 MM 月 DD 日 (year) (month) (day) 記名 (Name)						
					担当官 Officer in charge	

申 述 書				2 0 × × 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	
				☐ 承 認 申 請 用	
				☐ 予 備 審 査 用	
申請希望者氏名	(原語) 法務 桜 美咲	生年月日	1 9 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日		勤務予定先事務所名
	(アルファベット表記) houmu・sakura・misaki	国籍	○○		△△外国法事務弁護士事務所
手続のための日本国内の連絡先		旅券関係事項		入会希望弁護士会	
郵便番号	〒 1 0 0 - 0 0 △△	番号	C △△△△△△△		▲▲弁護士会
住所	東京都千代田区霞が関△△-△△-△△ ○○ビル△△階	発行日	2 0 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日		同時に指定申請する特定外国法
電話番号	0 3 - △△△△ - △△△△	発行機関	××国外務省		承認・指定申請はしないが、現に有している他の外国弁護士資格
F A X 番号	0 3 - △△△△ - △△△△	有効期限	2 0 × × 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日		○○国○○州 アトーニー・アット・ロー
e mail	●●●●@▲▲▲.ne.jp 担当者名 (○○○)				
資格取得の基礎となった最終学歴	学校名 ○○○国立大学 卒業年月日 1 9 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 学部 法学部 取得した学位称号 法学修士				
審査事項	主張内容		立証方法・証拠資料		備考
氏 名	上記のとおり		☒ 旅券		
生 年 月 日			☐ 在留カード、特別永住者証明書		
国 籍			☐ その他（例：戸籍全部事項証明書等） 発行日 年 月 日 発行者		
資 格	原資格国（州等）	☒ 資格取得証明書 発行日 2 0 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○		☒ 限定条件付き資格であることを証する書類の添付	
	原資格名	発行者 ○○○州高等裁判所		☒ 資格根拠法令該当部分を記載した書類の添付	
	原語 Solicitor of the Senior Courts	☒ 資格取得証明書 発行日 2 0 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○		☐ 懲戒等の経験がある場合の詳細な説明書の添付	
	アルファベット Solicitor of the Senior Courts	発行者 ○○○国○○州弁護士会		☐ 立証目録（証拠説明に関する書類）の添付	
	取得年月日 1 9 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	☐ 資格取得証明書 発行日 年 月 日			
	証明機関 ○○○州高等裁判所	発行者			
懲戒等の経験の有無	☐ 有 ☒ 無		☐ 懲戒等の内容説明書 別紙のとおり		
	☐ 現に保有していることに関する証明書がない場合の説明書及び資料				
職務経験（原資格国）	期間①	通算期間 △年 △か月		☒ 経験算入期間	
	始期～終期	19○○.○.○～20○○.○.○		【原資格国における証明期間】	
	勤務形態	☐ 単独開業 ☐ 共同経営 ☒ 被雇用 ☐ 国・企業等その他		年 △	
	事務所名	▲▲▲▲▲		月 △	
	事務所所在地	○○国○○州○○		☐ 「勤務形態」がその他の場合の詳細説明書の添付	
	当時の地位	アソシエイト			

職務経験 (原資格国)	期間② 始期～終期 勤務形態 通算期間 △年 △か月 20〇〇.〇.〇～20〇〇.〇.〇 ☐ 単独開業 ☒ 共同経営 ☐ 被雇用 ☐ 国・企業等その他 事務所名 ▲▲ＬＬＰ 事務所所在地 〇〇国〇〇州〇〇 当時の地位 パートナー	☒ 証明書② 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 発行者 ▲▲ＬＬＰパートナー〇〇 ☐ 上記以外の経験については別紙のとおり	☐ ①及び②以外 の経験に関する 証明書の添付
職務経験 (第三国)	期間③ 始期～終期 勤務形態 通算期間 △年 △か月 20〇〇.〇.〇～20〇〇.〇.〇 ☐ 単独開業 ☒ 共同経営 ☐ 被雇用 ☐ 国・企業等その他 事務所名 ▲▲ＬＬＰ 事務所所在地 〇〇国〇〇州〇〇 当時の地位 パートナー 期間④ 始期～終期 勤務形態 通算期間 年 か月 ☐ 単独開業 ☐ 共同経営 ☐ 被雇用 ☐ 国・企業等その他 事務所名 事務所所在地 当時の地位	☒ 証明書③ 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 発行者 ▲▲ＬＬＰパートナー〇〇 ☐ 証明書④ 発行日 年 月 日 発行者 ☐ 上記以外の経験については別紙のとおり ☒ 第三国での資格登録等適法な活動に関する証明書 ① 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 発行者 〇〇国〇〇州弁護士会 ② 発行日 年 月 日 発行者 ☐ 第三国においての適法な活動に関する証明書がない場合 の説明書及び資料	経験算入期 間 ☒ 間 【第三国における証 明期間】 年 △ 月 △ ☐ 「勤務形態」が その他の場合 の詳細説明書 の添付 ☐ ③及び④以外 の経験に関する 証明書の添付 ☐ 立証目録（証 拠説明に関する 書類）の添付
職務経験 (本邦)	期間⑤ 始期～終期 勤務形態 通算期間 △年 △か月 20〇〇.〇〇.〇〇～現在 ☒ 労務提供 事務所名 ▲▲外国法事務弁護士事務所 事務所所在地 東京都〇〇区〇〇 雇用主名 ▲▲外国法事務弁護士事務所 パートナー○田○郎 当時の地位 アソシイト 期間⑥ 始期～終期 勤務形態 通算期間 年 か月 ☐ 労務提供 事務所名 事務所所在地 雇用主名 当時の地位	☒ 証明書⑤ 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 発行者 ▲▲外国法事務弁護士事務所パート ナー○田○郎 ☐ 証明書⑥ 発行日 年 月 日 ☒ 発行者 ☐ 上記以外の経験については別紙のとおり	☐ 国内経験算 入期間 年 △ 月 △

職務経験 総合計期間	主張する合計期間 <u>△年 △月</u>	立証した合計期間 <u>△年 △月</u>	
欠格事由		別記様式2号、3号、4号のとおり、該当しません。	
誠実に職務を 遂行する意思		☒ 誓約書（承認申請時）	
活動期間	予定活動期間： <u>無期限</u>	海外活動予定日数： <u>△日</u>	☒ 180日以上 本邦在留の確 保
業務形態	☒ 被雇用 ☒ 雇用主の事務所の概要は別紙のとおり ☐ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☐ 今後の活動予定その他特記事項 別紙のとおり	☒ 雇用条件を明らかにする雇用契約書等の書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>▲▲外国法事務弁護士事務所パート ナー〇〇</u> ☐ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>▲▲外国法事務弁護士事務所パート ナー〇〇</u> ☒ 監査報告書等雇用主の財産的基礎に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>▲▲外国法事務弁護士事務所パート ナー〇〇</u>	☐ 事務所の概要に 関する証明 書の添付 ☐ 雇用契約書、 雇用主の財産 的基礎、事務 所の確保に関 する証明書の 添付 ☐ 他の承認申請 添付書類の引 用に関する誓 約書の添付
	☒ 単独開業 ☒ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☒ 事務所の場所及び名称 <u>東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇ビル〇階 ホウム外国法事務弁護士事務所</u> ☒ 推定年間事務所運営経費 <u>6,000,000円</u> ☒ 今後の活動予定その他特記事項 別紙のとおり	☒ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>〇〇ビル株式会社とホウム外国法事務 弁護士事務所</u> ☐ 職務遂行計画に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>法務・太郎・次郎</u> ☐ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>〇〇国立銀行</u> 証明概要 <u>〇〇年〇月〇日付け預金残高 100万〇〇ドル</u>	☒ 事務所を確保 していることを 明らかにする契 約書等の書類 の添付 ☒ 職務遂行計画 に関する書類 の添付 ☒ 開業準備資金 を有することを 示す書類の添 付
	☒ 共同経営・外国法共同事業（該当する方を○で囲んでください。） ☒ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☒ 事務所の場所及び名称 <u>東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇ビル〇階 〇〇外国法事務弁護士事務所</u> ☒ 推定年間事務所運営経費 <u>50,500,000円</u> ☒ その他特記事項： 別紙のとおり	☐ 共同経営（又は外国法共同事業）の条件を明らかにする契約書等の書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>法務・太郎・次郎、●●、▲▲作成</u> ☐ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>〇〇ビル株式会社と〇〇外国法事務 弁護士事務所</u> ☐ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 <u>〇〇年〇〇月〇〇日</u> 作成者 <u>〇〇国立銀行</u>	☐ 収入、支出の負 担割合等共同の 経営（又は外国 法共同事業）の 条件を明らかにす る契約書等の書 類の添付 ☐ 事務所の確 保、開設準備 資金等財産的 基礎に関する 書類の添付 ☐ その他の特記 事項に関する 書類の添付

業務形態	☒ その他 ☐ 特定企業内で、その企業のための法律事務を取り扱う場合 ☒ 企業法務部に勤務しつつ事務所を開設する場合 ☐ その他 ☐ 事務所の場所及び名称 ☐ その他特記事項： 別紙のとおり	☒ 雇用条件等を明らかにする雇用契約書等の書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社 代表取締役社長△△ ☒ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇会計事務所公認会計士△△ ☒ 職務遂行計画、その他の勤務形態に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社法務部△△	☒ 雇用契約書、雇用主の財産的基礎に関する証明書の添付 ☒ 事務所の確保、開設準備資金等財産的基礎に関する書類の添付 ☒ その他の勤務形態に関する書類の添付
住居	☒ 住所 東京都港区△△1-2-3 〇〇マンション△△階 ☐ 確保の方法： 別紙のとおり	☒ 賃貸契約書等住居の確保に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇不動産株式会社と〇〇外国法事務弁護士事務所 ☐ 住居の確保予定を保証する書類 作成日 年 月 日 保証者 ☐ その他の証明に関する書類 作成日 年 月 日 保証者	☒ 賃貸借契約等住居の確保に関する書類の添付 ☐ 住居の確保予定を保証する書類の添付 ☐ その他の証明に関する書類の添付
損害賠償能力	損害賠償に関する保険・保証については次のとおり ☒ 国内損害賠償保険 ☐ 本人加入の弁護士責任保険 ☒ 所属事務所が加入している保険 ☐ 国内事業所の保証 ☐ 所属事務所の財産の証明 ☐ 公認会計士の証明書 ☐ 最新の貸借対照表 ☒ 本国ローファームの保険・保証 ☒ 所属事業体の財産の証明 ☒ 公認会計士の証明書 ☒ 最新の貸借対照表 ☐ その他の証明方法 ☐ 損害賠償に関する説明書	☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲ＬＬＰパートナー〇〇 ☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ■■ＬＬＰ公認会計士〇〇 ☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲外国法事務弁護士事務所パートナー〇〇	☒ 保険契約内容の記載がある証明書の写し等の添付 ☒ その他の証明に関する書類の添付
相互主義	原資格国がWTO加盟国 ☒ 該当 ☐ 非該当	☐ WTO加盟国非該当の場合の相互性の立証に関する書類	

以上のとおり申述します。また、申述の根拠となる証拠資料は各欄記載のとおりで間違いありません。

申請人

年 月 日

氏名／Print
Name in full

指定申請書 (Application for Designation)				写真 (Photograph) (4 cm× 3 cm)	
法務大臣 殿 (To the Minister of Justice)					
氏 名	(Name in full)			申請前 6 箇月以内に撮影したものであること。 Taken within 6 months before application	
	(原 語) Original language				
	法務・桜・美咲			性別 ☐ 男 Male ☒ 女 Female	
	(ローマ字) Roman alphabet				
houmu・sakura・misaki					
(カタカナ) Katakana (Japanese phonogram)					
ホウム・サクラ・ミサキ					
国 籍	(Nationality / Citizenship)	生 年 月 日	(Date of Birth)	出 生 地	(Place of Birth)
	○○○		19YY 年 MM 月 DD 日 (year) (month) (day)		○○○○○○○○○ (City, State, Country/Federation)
住 所	(Present address)				収入印紙 Revenue Stamp 消印しないこと Not to mark as cancelled
	(原 語) Original language				
	東京都千代田区霞が関 1-1-1 ○○ビル××階△△号室				
	(ローマ字) Roman alphabet				
○○building ××Fl. Room No. △△, 1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo					
(カタカナ) Katakana (Japanese phonogram)					
トウキョウトチヨダクカスミガセキ△△-△△-△△ ○○ビル××カイ△△ゴウシツ					
原 資 格 国	(Jurisdiction of primary qualification)		(Laws of the specified foreign jurisdiction for designation)		
	○○○○○○○ (State, Country/Federation)		○○○○○○○ (State, Country/Federation)		
申 請 区 分	(Category)		特 定 外 国 法	において効力を有し、又は有した法 The laws which are or were effective in the specified foreign jurisdiction	
	☒ 法第 1 7 条第 1 項第 1 号による指定の申請 Application for designation pursuant to the provisions of Article 17, paragraph (1), item (i) of the Act				
		☐ 法第 1 7 条第 1 項第 2 号による指定の申請 Application for designation pursuant to the provisions of Article 17, paragraph (1), item (ii) of the Act			
私は、上記の特定外国法について、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第 1 7 条第 1 項の規定による指定を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。					
Regarding the above laws of the specified foreign jurisdiction, I hereby file an application for designation pursuant to the provisions of Article 17, paragraph (1) of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers (the "Act") with documents required by the Regulations for Enforcement of the Act, and certify that the copies of attached documents are true and exact copies of the originals.					
2 OYY 年 MM 月 DD 日 (year) (month) (day)					
記名 (Name)					
担当官 Officer in charge					

第5部 届出・報告義務

第1 外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方の届出・報告

- 1 届出 p.66
- 2 報告（2年次報告） p.68

第1 特定外国法の指定を受けた方の届出・報告

- 1 届出 p.70
- 2 報告（2年次報告） p.71

第1 外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方の届出・報告

1 届出

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方は、施行規則により、一定の事実に変更が生じたとき等においては、法務大臣にその旨を届け出なければならないこととされています。

なお、外国法事務弁護士としての適正かつ確実な職務の遂行に当たっては、所属事務所からの支援も不可欠ですので、所属事務所の方も御協力願います。

(1) 届出が必要な場合

届出が必要な場合は、「施行規則第10条第1項の届出に関する提出書類の一覧」のとおりです。

該当する事情が生じた場合には、遅滞なく届け出てください。

なお、「損害を賠償する能力」は、依頼者保護の観点に基づき、承認の前提となった重要な要件です。

「損害賠償能力の重要な変更」に関する届出に該当する事例として一般的なのは、事務所の移籍や単独開業から被雇用といった業務形態の変更です。

該当すると思われる事情が生じた場合は、御相談ください。

相談窓口は、2ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

第5部 届出・報告義務

施行規則第 1 0 条第 1 項各号の届出に関する提出書類一覧						
事実の変更等にかかる届出						
施行規則 第 1 0 条 第 1 項	届出事由	該当事由		届出書様式	添付書類	
第 1 号	氏名の変更	-		届出書 (承認関係)	例	外国法事務弁護士名簿登録事項等変更届出書の「本人控」に、 所属弁護士会の受理日付印が 押印されたものの写し
	国籍の変更	-				
	国内の住所の変 更	-				
第 2 号	事務所の設置	-			なし	
	事務所の移転	-			例	外国法事務弁護士名簿登録事項等変更届出書の「本人控」に、 所属弁護士会の受理日付印が 押印されたものの写し
第 3 号	事務所の名称を 定めた	-			なし	
	事務所の名称の 変更	-			例	外国法事務弁護士名簿登録事項等変更届出書の「本人控」に、 所属弁護士会の受理日付印が 押印されたものの写し
第 4 号	損害賠償能力の 重要な変更	-			例	新たに加入した賠償責任保険の 証書の写し又は付保証明書 (写し可)
第 5 号	外弁法第 1 2 条 第 1 項第 2 号イ から二に掲げる者 のいずれかに該当 するに至ったとき	イ	拘禁刑以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者		①	該当する事実を説明した外国法 事務弁護士又は所属事務所から の上申書 (写し可)
		ロ	弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者			
		ハ	弁護士法第 7 条第 3 号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から 3 年を経過しない者			
		ニ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものと外国の法令上同様に扱われている者			
第 6 号	原資格国の外国 弁護士となる資格 を失ったとき	-			②	該当する事実を証明した権限のある機関が発行した証明書の写し
第 7 号	外弁法第 1 0 条 において準用する 弁護士法第 7 条 各号 (第 2 号を除く) のいずれかに 該当するに至ったとき	1	拘禁刑以上の刑に処せられた者			
		3	懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁理士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、若しくは公務員であって免職され、又は税理士であった者であって税理士業務の禁止の懲戒処分を受け、その処分を受けた日から 3 年を経過しない者			
		4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者			
					例	判決、決定等を記載した謄本の写し

(2) 届出の方法

- 届出は、書類の提出により行う必要があります。
- 届出書は、特に様式が定められていませんが、法務省ではひな形を提供しています。（参考資料2 参考様式1「届出書」参照）
- 届出書の提出においては、承認を受けた方本人が出頭する必要はありません。本人でも代理人でも、また、郵送でも法務省への持参でも提出できます。また、提出書類のPDFデータを電子メールに添付して提出することができます。電子メールの送付先については、法務省までお問い合わせください。お問い合わせ先は、2ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

施行規則第10条第1項に規定する届出書のひな形の入手方法	
1 法務省ホームページからダウンロードする	
http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html （トップページ>申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>外国法事務弁護士関係手続 >外国法事務弁護士承認・指定申請の手引及び書式） ● 届出に用いる書類のひな形等 ・ 届出書（日/英併記版）	
2 法務省に来省して、ひな形書類を受領する	

2 報告（2年次報告）

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた方は、施行規則により、承認を受けた日から起算して2年ごとに、一定の書類を法務大臣に提出しなければならないこととされています。この書類の提出は、2年の期間が満了後2か月以内にしなければなりません。

(1) 提出書類

次のページのとおり、それぞれ必要な書類を提出してください。

第5部 届出・報告義務

施行規則第10条第2項の届出に関する提出書類一覧						
承認・指定の2年次報告にかかる届出						
届出事由	施行規則 第10条第2項		参考条文		届出書 様式	添付書類
承認を受けた方は、承認を受けた日から起算して2年ごとに、「原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類」などを法務大臣に提出しなければなりません。 なお、提出は、2年の期間が満了した日から2か月以内にしなければなりません。	第1号	原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類			報告書 (承認関係)	第4部「提出書類についての解説」の「外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類」部分参照
	第2号	業務及び財産の状況に関する申告書				※不明の場合は御相談ください。 業務及び財産の状況に関する申告書 (参考様式3)参照
	第3号	外弁法第12条第1項第2号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面	イ	拘禁刑以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者	報告書 (承認関係)	施行規則第10条第2項第3号に関する「誓約書」
			ロ	弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者		
			ハ	弁護士法第7条第3号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者		
	第4号	外弁法第10条において準用する弁護士法第7条各号(第2号を除く)に掲げる者でないことを誓約する書面	二	破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものと外国の法令上同様に取り扱われている者		施行規則第10条第2項第4号に関する「誓約書」
			1	拘禁刑以上の刑に処せられた者		
			3	懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、若しくは公務員であつて免職され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者		
			4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		
2年次報告(承認関係)の除外事由 施行規則第10条第1項第6号又は第7号に該当する場合	第1項第6号	原資格国の外国弁護士となる資格を失ったとき			届出書 (承認関係)	「施行規則第10条第1項の届出に関する提出書類の一覧」参照
	第1項第7号	外弁法第10条において準用する弁護士法第7条各号(第2号を除く)のいずれかに該当するに至ったとき	1	拘禁刑以上の刑に処せられた者		
			3	懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、若しくは公務員であつて免職され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者		
			4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		

(2) 提出の方法

- 提出書類は、特に様式が定められていませんが、法務省ではひな形を提供しています。（参考資料2 参考様式2「報告書」参照）
- 書類の提出方法は、基本的には、届出の場合と同様です。ただし、施行規則第10条第2項第3号及び同4号に定める誓約書面については、電子メールにPDFデータを添付する方法ではなく、郵送又は持参の方法により原本を提出いただきます。
- 提出書類が全て提出されるまで、報告は完了しません。提出書類の一部を電子メールに添付する方法で提出される場合は、上記誓約書の提出も速やかに行ってください。

施行規則第10条第2項に規定する届出書のひな形の入手方法	
1 法務省ホームページからダウンロードする	
http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html （トップページ>申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>外国法事務弁護士関係手続>外国法事務弁護士承認・指定申請の手引及び書式） ● 報告に用いる書類のひな形等（承認関係） ・報告書（承認関係）（日/英併記版） ・業務・財産の状況に関する申告書（記載例） ※ 報告書（承認関係）と報告書（指定関係）は同一の様式です。	
2 法務省に来省して、ひな形書類を受領する	

第2 特定外国法の指定を受けた方の届出・報告

1 届出

外弁法第17条第1項第1号の規定による特定外国法の指定を受けた方は、施行規則により、その指定の基礎となった外国弁護士となる資格を失った場合は、法務大臣にその旨を届け出なければならないこととされています。

- 届出は、書類の提出によって行う必要があります。
- 届出書は、特に様式が定められていません。
- 届出書の提出においては、指定を受けた方本人が出頭する必要はありません。本人でも代理人でも、また、郵送でも法務省への持参でも提出できます。また、提出書類のPDFデータを電子メールに添付して提出することができます。電子メールの

第5部 届出・報告義務

送付先については、法務省までお問い合わせください。お問い合わせ先は、2 ページ目「承認手続の流れ」の末尾に掲載しています。

施行規則第 15 条の届出に関する提出書類一覧					
指定にかかる届出					
施行規則 第 15 条		届出事由	届出書様式	添付書類	
第 1 項	法第 17 条第 1 項第 1 号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失った場合は、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。	指定の基礎となった外国弁護士となる資格を失ったとき	なし	例	該当する事実を説明した外国法事務弁護士又は所属事務所からの上申書（写し可） ※外国弁護士の資格を失った事情の説明を記載した上申書（写し可） 該当する事実を証明した権限のある機関が発行した証明書の写し ※判決、決定等を記載した謄本の写し
第 2 項	法第 17 条第 1 項第 1 号の規定による指定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、当該指定を受けた日から起算して 2 年ごとに、その期間の満了後 2 か月以内に、当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を法務大臣に提出しなければならない。	指定を受けた方は、指定を受けた日から起算して 2 年ごとに、「指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類」を法務大臣に提出しなければなりません。 なお、提出は、2 年の期間が満了した日から換算して 2 か月以内にしなければなりません。	報告書 (指定関係)	例	第 4 部「提出書類についての解説」の「外国弁護士となる資格を取得したこと及びその資格を現に保有していることを証する書類」部分参照 ※不明の場合は御相談ください。

2 報告（2 年次報告）

外弁法第 17 条第 1 項第 1 号の規定による指定を受けた方は、施行規則により、指定を受けた日から起算して 2 年ごとに、一定の書類を法務大臣に提出しなければならないこととされています。この書類の提出は、2 年の期間の満了後 2 か月以内にしなければならないとされています。

(1) 提出書類

提出しなければならない書類は、上記「施行規則第 15 条の届出に関する提

出書類の一覧」の第2項の記載のとおりです。

(2) 提出の方法

- 提出書類は、特に様式が定められていませんが、法務省ではひな形を提供しています。（参考資料2 参考様式2「報告書」参照）
- 書類の提出方法は届出の場合と同様です。

施行規則第15条第2項に規定する届出書のひな形の入手方法	
1 法務省ホームページからダウンロードする	
http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00028.html （トップページ>申請・手続・相談窓口>行政手続の案内>外国法事務弁護士関係手続 >外国法事務弁護士承認・指定申請の手引及び書式）	
● 報告に用いる書類のひな形等（指定関係） ・報告書（指定関係）（日/英併記版） ※ 報告書（承認関係）と報告書（指定関係）は同一の様式です。	
2 法務省に来省して、ひな形書類を受領する	

（参考）外国法事務弁護士名簿の登録に関する日本弁護士連合会会規等

外国法事務弁護士として活動するには、法務大臣による承認・指定を受けたあと、日本弁護士連合会の名簿への登録が必要となります。下記の会規等は令和6年8月現在のものになりますので、最新のものを御自身で必ず御確認ください。

日本弁護士連合会 弁護士法・会則・会規等掲載ページ（日本弁護士連合会ウェブサイト）

https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/rules.html

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

（登録）

第二十五条 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

外国特別会員基本規程（日本弁護士連合会会規）

（外国法事務弁護士の登録）

第二条 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）の規定により、外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者（以下「資格者」という。）は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）に備える外国法事務弁護士名簿に登録されたときに、外国法事務弁護士となる。

（外国法事務弁護士名簿）

第十条 本会に、外国法事務弁護士名簿を備える。

- 2 外国法事務弁護士名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、調製することができる。
- 3 外国法事務弁護士となろうとする資格者は、外国法事務弁護士名簿に次に掲げる事項の登録を受けなければならない。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 国籍

- 四 国内の住所
 - 五 事務所の名称及び所在場所
 - 六 所属弁護士会
 - 七 承認番号
 - 八 承認年月日
 - 九 原資格国の国名
 - 十 外国弁護士の資格の名称
 - 十一 外国弁護士となる資格を取得した年月日
 - 十二 法律事務の処理を目的とし、又は目的の一部とする外国の法人、組合その他の事業体に所属する場合は、その名称、所在する外国の国名及び所在場所
- 4 外国法事務弁護士名簿には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 一 別に会規で定めるところにより使用される職務上の氏名
 - 二 登録番号
 - 三 登録年月日
 - 四 登録換えの年月日
 - 五 登録事項変更の年月日及びその事由
 - 六 懲戒の処分
 - 七 登録取消しの年月日及びその事由
 - 八 外国における連絡場所
 - 九 付記事項

（登録の請求）

第十一条 登録を受けようとする資格者は、入会しようとする弁護士会を経由して、本会に対し、次に掲げる事項を記載した登録請求書を提出しなければならない。

- 一 前条第三項各号並びに第四項第一号及び第八号に掲げる事項
- 二 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価

2 前項の登録請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 外国法事務弁護士となる資格を有することを証明する書面
- 三 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価を記載した書面
- 四 外国弁護士法律事務取扱法第十条において準用する法第七条各号のいずれにも該当しない旨の証明書
- 五 弁護士又は外国法事務弁護士二人の推薦状
- 六 誓約書

3 外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属

事業体」という。)の名称を用いる場合には、本邦において当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人がないこと又は既に当該所属事業体の名称を用いている他の外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人と事務所を共にすることを誓約する書面を添付しなければならない。

- 4 前条第三項第十二号に規定する場合には、当該事業体が、外国法事務弁護士等職務基本規程(会規第百号)第十一条の二各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面及び誓約する事項を証する書類を添付しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十三条 外国法事務弁護士は、第十条第三項第一号、第三号から第五号まで及び第七号から第十二号まで並びに第四項第八号に掲げる事項について変更があったとき、並びに同項第一号の職務上の氏名を使用するとき、及び職務上の氏名に変更があったときは、直ちに本会に登録事項の変更を届け出なければならない。ただし、前条の外国法事務弁護士名簿の登録換えを請求する場合において、当該登録換えの請求に伴い第十条第三項第一号、第三号から第五号まで及び第十二号に掲げる事項について変更があったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をする者は、所属弁護士会を経由して、本会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 登録事項変更届出書

二 変更した事項が第十条第三項第一号及び第三号に掲げる事項であるときは、これを証する書面

三 変更した事項が第十条第三項第七号から第十一号までに掲げる事項であって、新たな原資格国に登録する場合は、当該原資格国について第十一条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類

四 変更した事項が第十条第四項第一号に掲げる事項であるときは、これを証する書面

五 変更した事項が第十条第三項第五号に掲げる事項であって、第十一条第三項に規定する場合は、同項に規定する書面

六 変更した事項が第十条第三項第十二号に掲げる事項であるとき(同号に規定する場合に該当しなくなったときを除く。)は、第十一条第四項に規定する書面及び書類

外国法事務弁護士名簿登録等取扱規則(日本弁護士連合会規則)

第一条 外国特別会員基本規程(会規第二十五号。以下「基本規程」という。)第八条に基づき、外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え、登録事項の変更、登録取消し又は指定法付記等に関して、日本弁護士連合会に提出することを要する書類の様式は、それぞれ次の書式とする。

一 外国法事務弁護士名簿登録請求書(別紙第一号書式)

二 外国法事務弁護士名簿登録換え請求書(別紙第二号書式)

第5部 届出・報告義務

- 三 外国法事務弁護士名簿登録換え届出書（別紙第三号書式）
- 四 外国法事務弁護士名簿登録事項変更届出書（別紙第四号書式）
- 五 外国法事務弁護士名簿登録取消し請求書（別紙第五号書式）
- 六 指定法付記請求書（別紙第六号書式）
- 七 所属事業体名称使用届出書（別紙第七号—A書式及び第七号—B書式）
- 八 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書（別紙第八号書式）

第二条 外国法事務弁護士は、基本規程第十三条に規定する事項について変更があつたときは、直ちに本会にその旨届け出なければならない。

外国特別会員表示規程（日本弁護士連合会会規）

（目的）

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第四十七条第二項並びに外国特別会員基本規程（会規第二十五号）第三十一条及び第三十二条第二項の規定に基づき、外国法事務弁護士の原資格国法（外国弁護士法律事務取扱法第二条第八号に規定する原資格国法をいう。以下同じ。）及び指定法（外国弁護士法律事務取扱法第二条第十二号に規定する指定法をいう。以下同じ。）の表示並びに所属事業体の名称の表示に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事務所の名称における所属事業体の表示）

第三条の二 外国法事務弁護士は、外国弁護士法律事務取扱法第四十六条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に所属事業体の名称を使用する場合は、日本語で「法律事務所」、「弁護士事務所」又は「弁護士法人」と表示してはならない。外国弁護士法律事務取扱法第六十四条第二項において準用する同法第四十六条第二項ただし書の規定により外国法事務弁護士法人が社員の所属事業体の名称を使用する場合も、同様とする。

参考資料

- 1 外国法事務弁護士の概要と職務の範囲
- 2 参考書式・様式

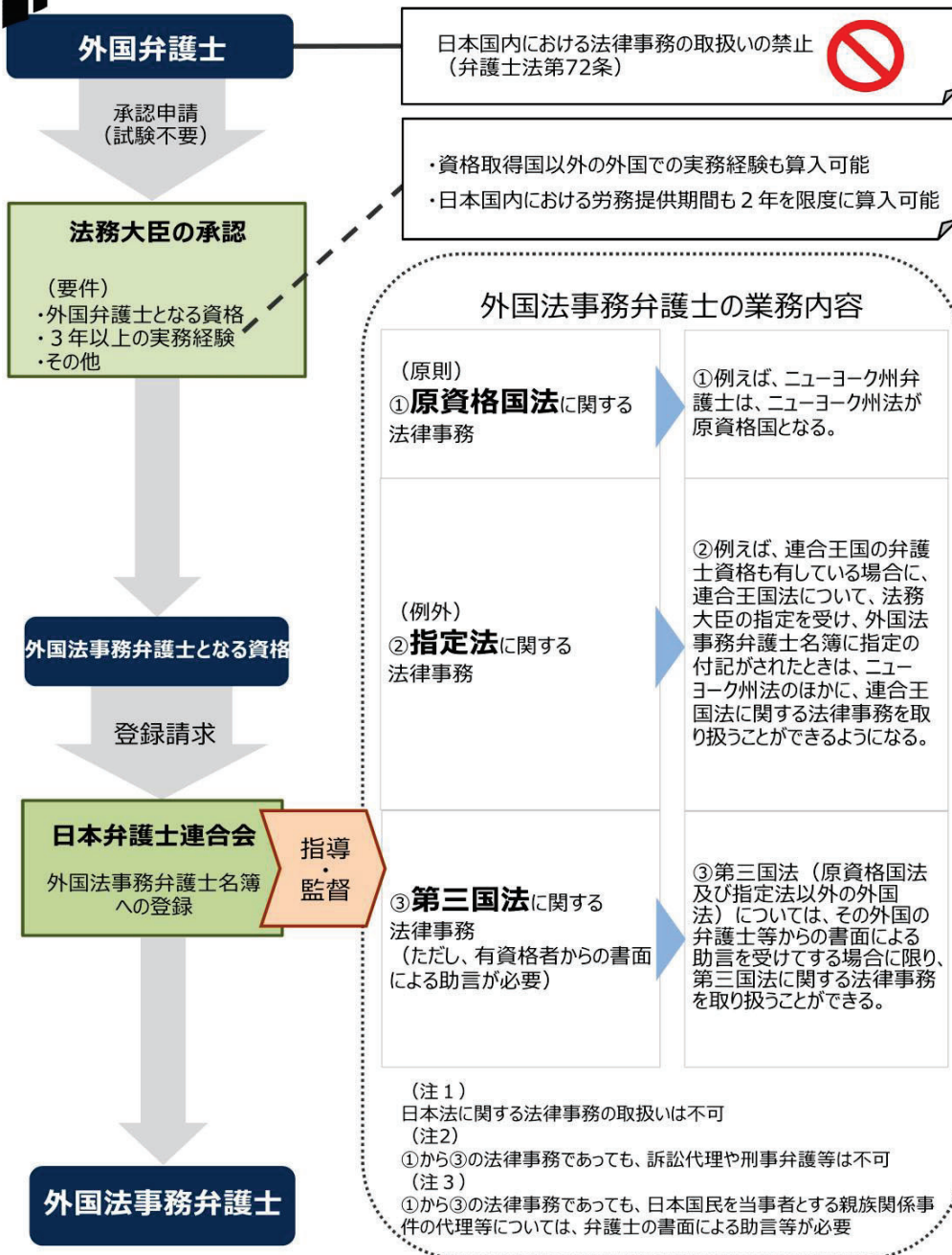


参考資料 1

外国法事務弁護士の概要と職務の範囲



外国法事務弁護士制度の概要



1 外国法事務弁護士の職務の基本

外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、原資格国法に関する法律事務を行うことが職務とされています。ただし、次の法律事務は行うことができません（職務外の法律事務の取扱いの禁止）。

- ① 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- ② 刑事に関する事件における辩护人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- ③ 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法制的意見の表明
- ④ 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- ⑤ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理
- ⑥ 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成

2 弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要がある法律事務

外国法事務弁護士は、上記 1 により職務として行うことができる法律事務であっても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものと定められています。

- 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、上記 1 の⑥の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成
- 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成
- 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

3 指定法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から指定を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録

に指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができます。

ただし、次の法律事務、及び指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明は行うことができません。

- 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成嘱託の代理
- 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成

なお、指定法に関する法律事務で、弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要があるものは、上記 2 と同様です。

4 指定法に関する法律事務以外の特定外国法（いわゆる「第三国法」）に関する法律事務

外国法事務弁護士は、次の方から書面による助言を受けたときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法（いわゆる「第三国法」）に関する法律事務を行うことができます。

ただし、上記 3 に記載している行うことができない法律事務、及び当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、行うことができません。

- 外国弁護士（当該特定外国における外国弁護士であって、外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者）
- 外国法事務弁護士（当該特定外国法が、原資格国法又は指定法である者）
- 外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る）
- 弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る）

なお、指定法に関する法律事務で、弁護士との共同又は書面による助言を受ける必要があるものは、上記 2 と同様です。

5 国際仲裁事件及び国際調停事件の代理

外国法事務弁護士は、上記 1 から 4 にかかわらず、外弁法に規定する国際仲裁事件及び国際調停事件の手続については、その当事者の代理を行うことができます。

○ 国際仲裁事件（外弁法第 2 条第 1 4 号）

民事に関する仲裁事件であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）
- ・ 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの
- ・ 外国を仲裁地とするもの

○ 国際調停事件（外弁法第 2 条第 1 5 号）

民事に関する調停事件（民事に関するあっせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。）
- ・ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

外国法事務弁護士が行うことのできる法律事務

日本国法に関する法律事務 《取扱い不可》		原資格国法に関する法律事務 《原則として取扱い可能》	
 《例外的に下の要件を充足すれば取扱い可能》 ○当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務 ○以下の者の書面による助言 ・外国弁護士（当該特定外国における外国弁護士であって外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する法律事務を行う業務に従事している者） ・外国法事務弁護士（当該特定外国法が原資格国法又は指定法） ・外国法事務弁護士法人（当該特定外国法が原資格国法又は指定法である社員が業務を執行する場合に限る。） ・弁護士・外国法事務弁護士共同法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である外国法事務弁護士である社員が業務を執行する場合に限る。） 弁護士との共同遂行又は弁護士による助言が必要 法律事務の内容については「原資格国法に関する法律事務」に同じ		以下の法律事務については、弁護士との共同遂行又は弁護士の書面による助言が必要 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を目的とするが、主たる目的でない法律事件についての代理等 ○親族関係に関する法律事件（当事者として日本国民が含まれるもの）についての代理等 等 《例外的に取扱い不可》 ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○原資格国法以外の法の解釈・適用についての鑑定等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等	
《要件を充足しても取扱い不可》 ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等		《要件を充足しても取扱い不可》 ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等	
《要件を充足しても取扱い不可》 ○国内の裁判所等における手続についての代理等 ○刑事に関する事件における弁護士としての活動等 ○国内所在の不動産に関する権利等の得喪・変更を主な目的とする法律事件についての代理等 等		《例外的に取扱い可能》 指定法に関する法律事務 	
特定外国法に関する法律事務 《取扱いの原則的禁止》			

（注 1）

○原資格国法：法務大臣の承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国において効力を有し、又は有した法

○特定外国法：原資格国以外の特定外国において効力を有し、又は有した法

○指定法：法務大臣により承認を受けた者が所定の手続により指定を受けた特定外国法

（注 2）

上記のほか、国際仲裁事件・国際調停事件の手続の代理について取扱い可能

参考資料 2

参考書式・様式

以下の提出書類について、参考書式及び様式を掲載します。
使用される場合は以下の最新版の様式を使用してください。

申請・指定関係書類

- 参考書式 1 - 1 職務経験を証する書類
- 参考資料 1 - 2 職務経験を証する書類（労務提供）
- 参考書式 2 本邦における労務提供に関する上申書
- 参考書式 3 過去の登録に関する上申書（再申請の方）
- 参考書式 4 事業計画書（個人で単独開業する場合）
- 参考書式 5 事業計画書（本国ローファームの支援を受け、単独開業する場合）
- 参考書式 6 賃貸借契約の自動更新に関する上申書
- 参考書式 7 住居確保に関する上申書
- 参考書式 8 保険加入に関する上申書
- 参考書式 9 委任状
- 参考書式 1 0 願出書（雇用主に関する資料の転用）
- 参考書式 1 1 過去の承認・登録事実に関する上申書
- 参考書式 1 2 支援・監督することを証する書類
- 参考書式 1 3 地番表示に関する上申書
- 参考書式 1 4 氏名に関する上申書

届出・報告関係書類

- 参考様式 1 届出書
- 参考様式 2 報告書
- 参考様式 3 業務及び財産の状況に関する申告書

法務大臣 殿

〇〇に所在する〇〇オフィスの〇〇（役職）である〇〇は、〇〇氏の職務経
験について、以下のとおり証明します。

〇〇氏は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、〇〇に所
在の〇〇オフィスにおいて、〇〇（職場内の地位）として勤務し、〇〇〇〇国
法に基づき、〇〇、〇〇などの分野で、〇〇、〇〇（業務内容）事務などの法
律事務を行っていました。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

法務大臣 殿

〇〇に所在する〇〇外国法事務弁護士事務所（〇〇法律事務所、〇〇弁護士法人、〇〇外国法事務弁護士法人又は〇〇弁護士・外国法事務弁護士共同法人）の〇〇（役職）である〇〇は、〇〇氏の職務経験について、以下のとおり証明します。

〇〇氏は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、〇〇に所在の〇〇外国法事務弁護士事務所（〇〇法律事務所、〇〇弁護士法人、〇〇外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人）において、〇〇（職場内の地位）として勤務し、〇〇〇〇国法に基づき、〇〇、〇〇などの分野で、雇用主である外国法事務弁護士（弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人）に対して労務の提供を行っていました。

上記期間、〇〇氏は、顧客に対して法律事務の提供は行っておりません。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

本邦における労務提供に関する上申書

法務大臣 殿

私は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日及び〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、〇〇〇〇外国法事務弁護士事務所（〇〇法律事務所、〇〇弁護士法人、〇〇外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人）において、勤務しておりました。

私は、上記の期間、同事務所において、〇〇〇〇国法に関する知識に基づいて、雇用主である外国法事務弁護士（弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人）に対して労務の提供を行っており、顧客に対して法律事務の提供は行っておりません。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

過去の登録に関する上申書

法務大臣 殿

私は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの間、外国法事務弁護士名簿に登録された外国法事務弁護士として活動しておりました。

また、その証明資料として、添付のとおり、〇〇年〇〇月〇〇日付け外国法事務弁護士名簿登録取消し通知を提出します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 (記名)

事業計画書

1 活動分野

(例) ○○に対して、○○や○○の分野に関する案件について、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第3条に許される範囲で○○法に関する法律事務を行います。

2 活動予定期間

(例1) ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

(例2) 特に期限はありません。

3 事務所の場所

(例) 〒○○○ - ○○○○

東京都○○区○○町○ - ○ - ○

4 事務所の名称 (予定)

(例) ○○外国法事務弁護士事務所

5 事務所の体制

(例) 現時点において、弁護士または外国法事務弁護士を雇用する予定はなく、外国法事務弁護士1名(申請者)のみで業務を開始し、数か月後に事務員1名を補充する予定です。

6 事務所の運営計画

(例) 自己資金を約○○万円用意しており、当面の経費が収入を超えると予想される間は、この資金を充当する予定です。その後は、経営としては、黒字になる予定であります。もしもの場合に備え、○○での預金を追加として○○万円の自己資金を準備してあります。これらの資金で、経営が安定するまでの間は十分にまかなえると考えます。

開業に係る費用：

約○○万円

事務所の運営経費見込み月額：

総経費

約○○万円

(内訳) 事務所賃料

約○○万円

その他経費 (含む弁護士会費)

約○○万円

※個人で単独開業する場合

参考書式 4

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇 (記名)

事業計画書

1 活動分野

(例) ○○に対して、○○や○○の分野に関する案件について、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第3条に許される範囲で○○法に関する法律事務を行います。

2 活動予定期間

(例1) ○○年○○月○○日～○○年○○月○○日

(例2) 特に期限はありません。

3 事務所の場所

(例) 〒○○○ - ○○○○

東京都○○区○○町○ - ○ - ○

4 事務所の名称 (予定)

(例) ○○外国法事務弁護士事務所

5 事務所の体制

(例) ①事務所の構成員 (本人を除く。)

○○○○外国法事務弁護士 (共同経営者)

○○○○外国法事務弁護士 (共同経営者)

○○○○外国法事務弁護士 (被雇用 アソシエイト)

○○○○外国弁護士 (被雇用 アソシエイト)

(又は雇用予定外国弁護士○○名)

○○○○弁護士 (被雇用 アソシエイト)

(又は雇用予定弁護士○○名)

② 事務員 事務員数名を採用予定

6 事務所の運営計画

(例) ○○外国法事務弁護士事務所の設立費用を含め、下記費用は設立から1年の間はすべて○○(所属事業体の名称)による資金提供によって補填されます。なお、○○外国法事務弁護士事務所の設立後、1年以内には、同事務所所属の外国法事務弁護士により、事務所経費・運営費用等は十分に補われるものと考えられますが、仮に、同事務所所属の外国法事務弁護士らの活動による売上げが事務所経費・

運営費用を補うには十分でない場合は、〇〇（所属事業体の名称）による資金提供によって、それらの費用は補われます。

事務所設立に係る費用：	約〇〇万円
事務所の運営経費見込み月額：	
総経費	約〇〇万円
（内訳）事務所賃料	約〇〇万円
その他経費（人件費、弁護士会費）	約〇〇万円

7 申請者が所属している外国のローファーム（所属事業体）

（例）名 称：〇〇

所在地：〇〇国〇〇州〇〇市〇－〇－〇

8 法律事務の提供に関する責任

（例）各外国法事務弁護士は、その提供する法律事務及び〇〇外国法事務弁護士事務所の他の者の業務の監督に責任を負います。他の者が、外国法事務弁護士の承認を受けていない外国弁護士である場合には、各外国法事務弁護士は、当該外国弁護士による労務の提供を管理する責任を負います。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

賃貸借契約の自動更新に関する上申書

法務大臣 殿

私の外国法事務弁護士の承認申請において「住居を確保していることを明らかにする書類」として提出した（物件住所）もしくは（物件名）の賃貸借契約書について、当初の契約は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日となっておりますが、契約条項第〇条〇項のとおり、その期間以降においても同条に従って自動更新されています。現在の契約期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日です。なお、更新時期における更新に関する契約書等の作成は、現在に至るまで行われておりません。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

住居確保に関する上申書

法務大臣 殿

私は、外国法事務弁護士の承認申請中の〇〇氏が法務大臣の承認を受けるまでに、申請者の居住用として賃貸借契約を締結することにより同人の住居を確保し、その契約書の写しを提出することを保証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法律事務所
(役職名)

〇 〇 〇 〇 (記名)

保険加入に関する上申書

法務大臣 殿

私は、外国法事務弁護士の承認を受けるまでに、外国法事務弁護士賠償責任保険（添付パンフレットに記載された加入型〇〇）に加入し、同保険証券の写しを提出することを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

委任状
POWER OF ATTORNEY

住所：(代理人住所)

氏名：(代理人氏名)

Address：(代理人住所・英語)

Name：(代理人氏名・英語)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

I hereby designate the above as my attorney-in-fact with full power and authority to perform the following:

- 1 私の外国法事務弁護士承認申請に関する予備審査を含む審査の申出に関する一切の件。

To handle all matters relating to my request for examination, including preliminary examination, for approval of qualification to become a Registered Foreign Lawyer; and

- 2 上記に関する文書の還付請求及び受領に関する件。

To handle matters relating to requesting and receiving original documents concerning the above request.

〇〇年〇〇月〇〇日

住所：(申請者住所)

事務所：(申請者所属事務所)

氏名：(申請者氏名)

Address：(申請者住所・英語)

Office：(申請者所属事務所・英語)

Name：(申請者氏名・英語)

____年 ____月 ____日

法 務 大 臣 殿

(雇用主記名)

願 出 書

____月 ____日申請の（申請者氏名 _____）の外国法事務弁護士承認申請に係る提出書類につきましては、____年 ____月 ____日承認（承認番号 _____）において提出した書類のうち、別紙一覧表に記載した書類を今回の承認申請の提出書類として転用していただくことを願い出ます。

なお、当該書類の内容に変更・更新はなく、本件申請時点における最新の書類であることを申し添えます。

また、別添一覧表に記載した書類について、法務省から提出依頼があった場合、または、本件申請の承認までに書類の内容の変更・更新があった場合は、新たな書類を速やかに提出することを約束します。

(別紙) 転用を希望する書類一覧

過去の申請の承認年月日： _____

承認番号： _____

1	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

2	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

3	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

4	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

5	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

6	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

7	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

8	書類名 (タイトル)	
	書類作成年月日	
	書 類 作 成 者	

過去の承認・登録事実に関する上申書

法務大臣 殿

私は、過去に、外国弁護士としての職務経験を有すること等といった外国法事務弁護士となる資格の承認基準に適合したことにより、貴殿による承認を受け、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に外国法事務弁護士名簿に登録され（登録番号：G〇〇〇〇、原資格国名：〇〇〇〇）、同日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの間、〇〇弁護士会に所属し、外国法事務弁護士として活動しておりました。

【注：指定法の付記がある場合は、以下赤字の記載も追加する】

また、私は、特定外国法として、〇〇〇において効力を有し又は有していた法を指定され、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで外国法事務弁護士登録名簿に付記を受けていました。

よって、私は、今回の承認申請におきましても、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第12条に掲げる職務経験の基準に適合しております。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

支援・監督することを証する書類

法務大臣 殿

私は、外国法事務弁護士の承認申請中の〇〇が適正かつ確実に職務を遂行するため、雇用主として〇〇を支援・監督することを保証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法律事務所
(役職名)

〇 〇 〇 〇 (記名)

地番表示に関する上申書

法務大臣 殿

私の外国法事務弁護士の承認申請において「住居を確保していることを明らかにする書類」として提出した全部事項証明書記載の所在地（〇〇）と、承認申請書及び申述書記載の住所（〇〇）は、地番表示が異なっておりますが、いずれも同一所在地であることを上申します。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

氏名に関する上申書

法務大臣 殿

今回私が提出している申請書類には、「 」、「 」といった氏名
表記が混在しておりますが、これらはいずれも、私「 」を指すものであ
ることを上申いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇（記名）

届出書（承認関係）

Written Notification (approval-related)

法務大臣 殿
To the Minister of Justice

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則（以下「規則」という）第10条第1項に基づき、次のとおり届け出ます。

I hereby notify you of the following matters in accordance with Article 10, paragraph 1 of the “Regulations for Enforcement of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers” (hereinafter, referred to as the “Regulations”).

- ☐ 下記のとおり、事務所を設け、その名称を定めましたので届け出ます。
I would like to notify that I have established and named the office as follows.

事務所の設定（2号及び3号 established and named the office (items (ii) and (iii))

事務所の名称 Name of the office

所在の場所 Office location(address)
〒(postcode)

- ☐ 下記に該当するに至りましたので、添付書類とともに届け出ます。
I would like to report that I have come under the following situations with the accompanying documents.

- ☐ 氏名の変更（1号） Change in name (item (i))
- ☐ 国籍の変更（1号） Change in nationality (item (i))
- ☐ 国内の住所の変更（1号） Change in domestic address (item (i))
- ☐ 事務所の移転（2号） Office relocation (item (ii))
- ☐ 事務所の名称の変更（3号） Change in office name (item (iii))

証明する書類は、
別添のとおり
Certificates are as
attached.

- ☐ 依頼者に与えた損害を賠償する能力について重要な変更が生じたので、添付書類とともに届け出ます。
As there takes place a significant change in my ability to compensate my clients for damages, I would like to notify the following fact with the accompanying documents.

損害賠償能力を有することを証明する方法の変更（4号）
Change in a method to certify that I am able to compensate for damages

証明する書類は、
別添のとおり
Certificates are as
attached.

- ☐ 下記に該当するに至りましたので、添付書類とともに届け出ます。
I would like to report that I have come under the following situations with the accompanying documents.

- ☐ 法第12条第1項第2号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき（5号）
I have come to fall under any of the provisions of Article 12, paragraph (1), item (ii), (a) through (d) of the Act
- ☐ 原資格国の外国弁護士となる資格を失ったとき（6号）
I have lost the qualification to become a foreign lawyer in the jurisdiction of primary qualification.
- ☐ 施行規則第10条第1項第7号に該当するに至ったとき（7号）
I have come to fall under the provision of Article 10, paragraph (1), item (vii) of the Regulations.

証明する書類は、
別添のとおり
Certificates are as
attached.

上記の届出に間違いのない旨誓約します。

I hereby swear that the aforementioned statements are true and correct.

届出人
Notifying
person

氏名 (Name in full /Print)

報告書（承認関係）

Report (approval-related)

法務大臣 殿

To the Minister of Justice

- ☐ 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則第10条第2項に基づき、次の書類を提出して報告します。

I hereby report to you by submitting the following documents in accordance with Article 10, paragraph (2) of the "Regulations for Enforcement of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers."

1 原資格国法等

Law of the jurisdiction of primary qualification, etc.

原資格国法 Law of the jurisdiction of primary qualification

承認番号

Approval number

登録番号

Registration number

経過年数

The number of years that have passed over

年 Years

2 提出書類 Documents submitted

- ☐ 原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類
Document certifying that I am actually qualified as a foreign lawyer of the jurisdiction of primary qualification
- ☐ 業務及び財産の状況に関する申告書
Written statement on the status of practice and assets
- ☐ 法第12条第1項第2号イからロまでに掲げる者でないことを誓約する書面
Sworn Statement in which I swear that I do not fall under any of the provisions of Article 12, paragraph (1), item (ii), (a) through (d) of the Act
- ☐ 法第10条において準用する弁護士法第7条各号（第2号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面
Sworn Statement in which I swear that I do not fall under any of the items of Article 7 of the Attorneys Act (except item (ii)) as applied mutatis mutandis pursuant to Article 10 of the Act

証明する書類は、別添のとおり
Certificates are as attached.

報告書（指定関係）

Report (designation-related)

法務大臣 殿

To the Minister of Justice

- ☐ 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律施行規則第15条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

I hereby give notification as follows in accordance with Article 15, paragraph 2 of the "Regulations for Enforcement of the Act on the Handling of Legal Services by Foreign Lawyers."

1 指定法等 Designated law, etc.

指定法 Designated law

指定番号

Designation number

経過年数

The number of years that have passed

年 Years

2 提出書類 Documents submitted

- ☐ 指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類
Document certifying that I actually have a qualification as a foreign lawyer concerning the law designated by the Minister

証明する書類は、別添のとおり
Certificates are as attached.

上記の届出に間違いのない旨誓約します。

I hereby swear that the aforementioned statements are true and correct.

氏名 (Name in full /Print)

届出人
Notifying
person

業務及び財産の状況に関する申告書

1. これまでの業務活動（活動分野等）

- ☐ M&A ☐ 金融 ☐ 商取引 ☐ 知的財産・特許 ☐ 労働
☐ その他（具体的な活動内容を下欄に記載願います。）

【具体的な活動内容（その他をチェックした場合のみ）】

2. 今後の活動分野及び活動予定期間

(1) 今後の活動分野

- ☐ 1と同様 ☐ M&A ☐ 金融 ☐ 商取引 ☐ 知的財産・特許 ☐ 労働
☐ その他（具体的な活動内容を下欄に記載願います。）

【具体的な活動内容（その他をチェックした場合のみ）】

(2) 今後の活動予定期間

- ☐ 2年未満 ☐ 2年以上～4年未満 ☐ 4年以上 ☐ 期間の定めなし

3. 所属事務所等の財産的基盤に関する事項等

(1) 所属事務所等の財産的基盤に関する事項

- ☐ 問題はない
☐ 問題がある（下欄に理由を記載してください）

【理由（問題があるをチェックした場合のみ）】

(2) 外国法事務弁護士としての活動により依頼者に損害を与えたとして損害賠償を請求されたことの有無

☐ なし

☐ あり（その概要について下欄に記載願います）

【概要（ありをチェックした場合のみ）】

4. 日本国外のロー・ファームへの所属

☐ なし

☐ あり（名称及び所在地を下欄に記載願います。）

名称

所在地

以上のとおり申告するとともに、その内容が事実と相違しない旨を誓約します。

申告人（外国法事務弁護士）氏名（Name in full /Print）

以上の申告に記載された事務所に関する内容が、事実と相違しない旨を保証します。

事務所代表者名（Name in full /Print）



法務省 大臣官房司法法制部
審査監督課 **外国法事務弁護士係**
Registered Foreign Lawyer Section,
Examination and Supervision Division,
Judicial System Department,
Minister's Secretariat, Ministry of Justice

〒100 - 8977
東京都千代田区霞が関1-1-1
03-3580-4111 (内線2374)
1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan 100-8977
(+81)3-3580-4111 (ext.2374)

2025年10月 現在
As of October 2025